

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	160 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	154 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	46 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	26 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年1月から同年3月まで

私は、昭和53年ごろ、結婚のため会社を退職し、同年12月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を自分で行った。

以後の国民年金保険料は送られてきた納付書により金融機関で納付していたが、申立期間の保険料について、納付が遅れてしまって、通常の納付書では納付できないと金融機関で指摘されたため、市役所に連絡して過年度納付書を取り寄せて納付したように覚えている。

私は申立期間については過年度納付したのは間違いのないと思っているので、未納と記録されているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年12月にA市で国民年金に任意加入し、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることがオンライン記録から確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立人は、昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料を同年6月に、56年10月から57年3月までの保険料を同年5月に、それぞれ社会保険事務所（当時）からの催告を受けて過年度納付していることが確認できる。申立期間の保険料については昭和56年度に催告を受けていることが確認でき、申立期間の保険料についても過年度納付を行ったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について市役所で取り寄せた納付書を使用し金融機関で納付したとしているところ、A市役所によると、申立期間当時、希望者に対して過年度納付書を作成して希望者に手渡していたと説明していることから、申立内容と符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月

私は、昭和 55 年度 1 年間の国民年金保険料を年度初めに一括前納したものと長年思っていた。ところが、ねんきん特別便で同年度の 11 か月分が未納であると知らされて驚き、社会保険事務所（当時）で記録の確認を求めた結果、その 11 か月については保険料が還付されているとの説明を受け、さらに再確認を求めた結果、同年度のうち申立期間の 4 月を除き、納付済みと記録訂正された。その際、昭和 55 年 4 月については前納した保険料が 56 年 3 月に還付されていると説明されたが、還付金の振込先を指定した記憶も、実際に還付を受けた記憶も全く無い。仮に還付があったとしても、もとより納付の意思はあったので、前納できなかった期間の保険料を通常の方法などで納付していたはずである。

また、私は昭和 55 年 10 月に A 市から B 市 C 区に転居したが、転入手続の際に国民年金保険料の納付を勧奨されたときも前納の領収書を提示すると納付済みであることを確認されたことを覚えており、このことから昭和 55 年度の保険料についてはすべて納付済みであることは確かだと思う。

申立期間について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間である昭和 55 年 4 月を含む昭和 55 年度 1 年間の保険料を年度初めに一括前納したと主張しているところ、申立人が所持する領収証書によると、申立期間を含む同年度の国民年金保険料が昭和 55 年 5 月 1 日に前納されていることが確認できる。

また、ねんきん特別便を端緒に申立人が社会保険事務所に記録の確認を求めたところ、平成 21 年 5 月 20 日に昭和 55 年度の納付記録が 11 か月未納から 1

か月（昭和 55 年 4 月）未納に記録訂正されているが、還付整理簿によると、期間更正による過誤納として、1 か月の前納保険料相当額（3,590 円）の還付が昭和 55 年 8 月 14 日付けで決定され、56 年 3 月 13 日付けで支払った旨の記載が確認できる。一方、特殊台帳によると、55 年 5 月から 56 年 3 月までの 11 か月間について還付を行い、昭和 55 年度は納付済みが 1 か月（昭和 55 年 4 月）のみである旨の記載が確認でき、相互の台帳の記載内容に不整合が認められ、申立人の還付記録について適正な管理がなされていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、仮に国民年金保険料の還付がなされていたとしても、もとより納付の意思はあったので、前納できなかった期間の保険料を通常の方法などで納付していたはずであるとしているところ、申立人に係るオンライン記録によると、国民年金加入期間について、申立期間の 1 か月を除き、未納期間が無いことが確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる上、日本年金機構 D ブロック本部 E 事務センターによると、いったん前納された保険料が、後に前納できない事由があるために還付決定された場合、社会保険事務所では、当該期間について被保険者が保険料を納付できるように、市町村役場に対し、当該期間の現年度納付書を送付するよう指示していたとすることから、仮に前納した保険料の還付があったとしても、納付意識の高い申立人が、町役場からの昭和 55 年 4 月分の納付書の送付を受けて、保険料を現年度納付していたとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月から同年9月まで
② 昭和45年1月から同年3月まで
③ 昭和46年1月から同年3月まで
④ 昭和48年4月から同年12月まで
⑤ 昭和50年1月から同年3月まで
⑥ 昭和51年1月から同年12月まで
⑦ 昭和52年7月から53年3月まで
⑧ 昭和53年7月から55年3月まで

具体的なことは分からないが、母が私の国民年金の加入手続をしたと思う。
両親と同居していた昭和46年10月までの期間については、父及び私の分と併せて二人分を母が納付していたと思う。

昭和47年1月に結婚してからは、元妻が納付書に現金を添えて銀行で私の国民年金保険料を納付していたと思う。

しかし、昭和53年3月にA市B区に転居後、半年から1年ぐらい経過してから、自宅兼店舗に来た区役所又は社会保険事務所(当時)の女性集金人から、過去の未納保険料を納付するよう言われたので、約1年間分の国民年金保険料として2万円程度をその集金人に納付し、また、その約1年後にも同じ集金人から同様の納付勧奨を受けたので、その都度、約1年間分を納付したことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、

A市C区において、昭和44年5月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、同年7月30日に父子連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間②の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、当時、申立人と同居し、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親に係る申立期間②の保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立期間②は3か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている。

加えて、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、申立期間②について検認印は無い一方、オンライン記録上は納付済みとなっている申立期間②直前の昭和44年10月から同年12月までの期間についても検認印が無いことから、当該期間については、申立人の母親は、納付書を使用して国民年金保険料を納付した可能性が高い。

これらのことから、申立期間②の国民年金保険料についても、申立人の母親は納付書を使用して納付した可能性を否定できず、また、夫の分を納付しながら、申立人の保険料のみ未納のまま放置したとは考え難い。

一方、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市C区において、昭和44年5月1日を国民年金被保険者資格の取得日として同年7月30日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間①及び③の国民年金保険料を現年度納付することは可能であるものの、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、当該期間に係る印紙検認記録欄には検認印が無い。

また、申立期間①のうち、昭和44年7月から同年9月までの期間及び申立期間③については、申立人の父親の国民年金保険料も未納となっている。

さらに、申立人は、両親と同居していた期間である昭和46年10月までの国民年金保険料については、申立人の母親が父親の分と一緒に納付していたと陳述するのみで、母親が申立期間①及び③の保険料を現年度納付ないし過年度納付したことについて、申立人の記憶は明確ではない。

次に、申立期間④から⑧までについて、特殊台帳を見ると、当該期間については、いずれも未納催告が行われた事跡が確認できる。

このことについて、申立人は、申立期間④から⑥までについて、何回か未納催告を受けたことがあり、元妻が後日送付されてきた納付書を使用して銀行で納付したはずであると陳述するのみで、納付金額及び納付時期等に係る申立人の記憶は明確ではない。

また、申立人は、申立期間⑦及び⑧について、昭和53年3月にA市B区に転居後、半年から1年ぐらい経過した後に、自宅兼店舗に来た女性集金人から過去の未納保険料について納付勧奨を受け、約1年間分の未納保険料として2万円程度をその集金人に納付し、また、その約1年後にも同様の納付勧奨を受けたため、その都度、約1年間分を納付したと陳述しているものの、日本年金

機構では、申立期間当時のA市における過年度保険料の徴収については、納付書の発行が通例であるとしており、制度状況と符合しない。

さらに、申立期間①及び③から⑧までの国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人から申立期間①及び③から⑧までの国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月及び同年2月

昭和52年に会社を辞めた後、時期ははっきりとは覚えていないが、父が、私の将来のために国民年金の加入手続をしてくれて、納付していない期間の国民年金保険料を全部納付してくれた。

その後、昭和56年に会社に短期間の勤務をするまでは、ずっと実家で家事見習をしており、自身では国民年金保険料を納付できなかったため、納付は父が担ってくれていた。

母が当時の国民年金保険料の納付の詳細を覚えており、兄から、「国民年金ぐらい自分で納付しろ。」と叱られたりしたことなども私の記憶に残っている。

申立期間に係る私の国民年金保険料を父が納付したことは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和55年2月12日に払い出されており、また、同年1月22日に52年7月から54年3月までの国民年金保険料を一括して過年度納付していることが、所持する領収証書により確認でき、加入手続はこの過年度納付時点で既に行われていたものと考えられ、申立期間の保険料を納付することは可能である。

また、申立期間は2か月と短期間であり、申立期間以外の国民年金保険料について未納は無い上、国民年金から厚生年金保険への被保険者資格の変更手続も的確に行われており、申立人の国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の父親の納付意識の高さ等がうかがえる。

これらのことからみて、申立人の父親が、申立人の国民年金から厚生年金保険への被保険者資格の変更前の納付可能な2か月間と短期間である申立期間の国民年金保険料のみ、未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 4902

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から同年 9 月まで

昭和 59 年 8 月に会社を退職し、厚生年金保険被保険者資格を喪失した際、A 市 B 区役所へ行き、自分で国民年金への加入手続をしたと思う。

手続後は、当初は送付された納付書により銀行の窓口で納付したはずである。

また、いつごろからかは覚えていないが、銀行の口座引き落としにより納付するようにもなったが、たとえ納期限に遅れてしまった場合でも、銀行できっちり納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料について、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 市 B 区において、昭和 59 年 10 月に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、国民年金手帳記号番号の払出以降の国民年金保険料については、申立期間を除き、すべて納付済みである上、昭和 62 年度から平成 12 年度までの期間は前納もしており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は 6 か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料は現年度納付している。

加えて、申立期間における申立人の生活状況に特段の変化は無く、仕事も順調であったと認められる。

このほか、オンライン記録を見ると、昭和 62 年 9 月 9 日付けで過年度保険

料の納付書が発行されている記録が確認できるところ、発行時期及び過年度納付可能な他の期間についてはすべて現年度納付していることからみて、当該記録は、申立期間に係るものと推認でき、納付意識の高い申立人が、申立期間の納付書を交付されながら未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和38年1月から同年3月までの期間、42年1月から同年3月までの期間、同年7月から43年3月までの期間、44年4月から同年12月までの期間、45年6月、47年7月から同年9月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から同年3月まで
② 昭和42年1月から同年3月まで
③ 昭和42年7月から43年3月まで
④ 昭和44年4月から同年12月まで
⑤ 昭和45年6月
⑥ 昭和47年7月から同年9月まで
⑦ 昭和48年1月から同年3月まで

私の国民年金については、母にすべて任せていた。

当時、私は、近所の自身の経営する店舗に居住しながら自営業に専念し、母には生活費等必要なお金を渡していたので、母はその中から、私の国民年金保険料を納付していたと思う。

母から、男性の集金人が自転車に乗って集金に来ていたことを聞いたことがある。

母は厳格な性格の人であったので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは考えられず、調査を希望する。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年11月7日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間①から⑦までの国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を担っていた母親の保険料は完納されており、母親の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の特殊台帳及びオンライン記録を見ると、昭和36年4月から37年12月までの国民年金保険料が納付済みとなっており、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、当該保険料は過年度納付されており、申立人のために納付の意思をもって国民年金の加入手続を行った納付意識の高い母親が過年度保険料のみを納付し、現年度納付可能で3か月と短期間である申立期間①の保険料についても納付したと考えるのが自然である。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、母親の国民年金手帳記号番号は昭和42年9月に払い出されており、この手帳記号番号の払出以降の申立期間③のうち、同年9月から43年3月までの期間並びに申立期間④及び⑤については、母親の国民年金保険料は納付済みとなっている。

当時、母親と同居していた妹のオンライン記録を見ると、申立期間②及び③のうち、昭和42年7月から同年9月までの期間、申立期間⑥のうち、47年8月及び同年9月並びに申立期間⑦が国民年金未加入期間となっていることについて、妹は、母親は厳格な性格であり、日ごろから年金は重要であると言っていたこと、母親は妹自身に会社勤務の経験があったことを考慮し、妹自身の年金については自主管理するよう強く言っていたことから、妹自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は妹自身が行っていたが、申立人については、自営業に専念していたことを踏まえ母親が代わって国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたと陳述している。

一方、申立人は、昭和48年12月に結婚するまで、申立人の住所地で、申立人の国民年金保険料を集金人に対し、申立人の母親が代わって納付していたと申し立てているところ、母親の国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録を見ると、母親には昭和37年4月21日及び同年11月7日に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたものの取り消され、これらの番号による納付記録は無く、母親に42年9月に手帳記号番号が払い出される以前の期間である申立期間②、申立期間③のうち、同年7月及び同年8月並びに母親が60歳になって以降の申立人が結婚するまでの期間である申立期間⑥及び⑦については、母親は自宅に来た集金人に申立人の保険料のみを納付していたことになる。

他方、A市では、昭和48年3月まで、国民年金手帳への印紙検認方式により国民年金保険料を収納しており、申立期間②から⑦まではすべて年度内の未納期間であり、各年度において国民年金手帳への現年度納付をすることが可能であり、申立人のオンライン記録を見ると、申立期間②から⑦までの前後の保険料は納付済みとなっていることから、手帳への印紙検認を行う際、申立人の保険料の納付を担っていた申立人の母親及び集金人において、年度内の未納期間の有無を認識することは容易であり、現年度保険料の徴収権限を有する集金人からも、当時、積極的な納付勧奨が行われた可能性を否定できず、納付

意識の高い母親がこれに応じたと考えるのが自然である。

以上のことから、申立人のために、申立人の国民年金保険料の納付を担っていた納付意識の高い申立人の母親が、現年度納付が可能であり、それぞれ2か月から3か月と短期間な申立期間②及び③のうち、昭和42年7月及び同年8月並びに申立期間⑥及び⑦の保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

このほか、A市では昭和62年3月まで3か月単位で国民年金保険料の収納を行っていたが、オンライン記録を見ると、その直前の昭和45年4月及び同年5月の保険料は納付済みとなっており、申立期間⑤の1か月は未納となっており、不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和26年1月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月10日から28年8月3日まで

私は、昭和26年1月から平成4年12月20日まで、A社に正社員として勤務していた。

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会を行ったところ、A社での被保険者資格の取得日が昭和28年8月3日とされていたが、同社に在籍していたほかの同僚は、入社後すぐに厚生年金保険の資格を取得しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の役員名簿及び回答書並びに複数の同僚の陳述から判断すると、申立人はA社に昭和26年1月10日から正社員として勤務していたことが確認できる。

一方、当時の複数の同僚の陳述等から、申立人は、申立期間を含む昭和26年5月から28年10月までの間、A社の本社C部門に籍を置き同社D支店に派遣され、E業務に従事していたことが確認できる。当時の本社給与事務担当者からは、「当時、D支店は別扱いであったので、当社D支店職員の給与事務及び社会保険関係事務は本社で一括管理していた。その事務は別の者が担当していたので詳細は分からないものの、申立人は正社員として本社に籍があったので、同事務所派遣中もほかの人と同様に本社において厚生年金保険に加

入していたと思う。当時、試用期間は設けておらず、正社員は入社後すぐに社会保険に加入させていた。」旨の陳述が得られた。

また、申立人がA社D支店において一緒にE業務に従事していたとして名前を挙げた事業主の息子を含む当時の同僚の被保険者記録をみると、いずれも同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和24年1月1日に同社(本社)において被保険者資格を取得し、D支店派遣期間中を含め、同社において被保険者記録が継続していることが確認できるなど、上記給与事務担当者の陳述と符合している。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年8月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、社会保険事務所の記録におけるA社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日になっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和28年8月3日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る26年1月から28年7月までの保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和22年12月1日、資格喪失日は23年1月10日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年12月ごろから23年1月ごろまで
② 昭和23年1月ごろから27年12月ごろまで

申立期間①について、私は、昭和22年12月ごろから23年1月ごろまで、A社に勤務した。

申立期間②について、私は、昭和23年1月ごろにB市のC駅近くにあったD社に入社し、27年12月ごろまで勤務した。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では申立期間の加入記録が無く、納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を調査したところ、A社において生年月日が申立人と6日間相違するものの、申立人と氏名が一致する昭和22年12月1日から23年1月10日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認でき、当該記録は基礎年金番号に未統合となっている。

また、申立人は、当時の同僚を記憶しておらず、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は保存されていない上、オンライン記録においても同社の記録を確認することはできないことから、同僚等に事情照会することができないものの、申立人は、同社の事業主、所在地及び業務内容等を具体的かつ詳細に記憶しており、申立人の陳述には信ぴょう性が認められる。

これらを含めて総合的に判断すると、当該未統合の記録は、申立人の厚生年

金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和22年12月1日、資格喪失日は23年1月10日であると認められる。

なお、当該期間における標準報酬月額については、上記の申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の記録から、600円とすることが妥当である。

申立期間②について、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚から、「D社は、昭和24年ごろにB市にあったD社と本店をE市内において設立されたF社とに分割された。申立人がD社に入社してきたのは、私と同時期に入社した同僚が退職した25年5月以降であったと思う。」旨の陳述が得られたことから、申立人は、D社に勤務していたことは推認されるものの、同社への入社時期は、昭和25年5月以降であったことがうかがえる。

一方、D社は、昭和25年3月24日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立人が在職していたとみられる同年5月以降の期間は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなかった期間に当たる。

また、上記の同僚は、「D社は、分割後に従業員が少人数となったことから、従業員全員が社会保険に加入していなかった。」旨を陳述しているところ、当該同僚自身も同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和25年3月24日に被保険者資格を喪失している上、上記被保険者名簿において、申立人が一緒に勤務していたとする元同僚の氏名も見当たらない。

さらに、申立期間当時の事業主は、上記の被保険者名簿において、氏名は見当たらず、その所在を特定することができないことから、申立人の申立期間における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格喪失日は、昭和55年8月16日であると認められることから、申立期間における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月1日から同年8月16日まで

私の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社（現在は、C社）B支店における資格喪失日が昭和55年8月1日、同社D支店での資格取得日が同年8月16日となっていることから、申立期間の加入記録が無い。

A社B支店から同社D支店への異動日は昭和55年8月16日であるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出のA社における社員カード及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記社員カードにより、申立人のA社B支店から同社D支店への異動日は昭和55年8月16日付けであることが確認できる上、申立人自身も同社D支店へ着任した時期は同年8月20日ごろであったと陳述している。

さらに、C社からも、申立人のA社B支店から同社D支店への異動日は、昭和55年8月16日であるとの回答が得られた。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人のA社B支店における資格喪失日は、昭和55年8月16日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成4年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月1日から同年10月1日まで
② 平成4年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社から派遣されてB社で勤務していた申立期間①の標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた給与額より低く記録されている上、申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間①については、給料支払明細書により、15万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。また、申立期間②については、B社で平成4年3月31日まで勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書に記載された保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の承継先であるC社が平成22年2月24日に解散している上、同社の元事業主も当時の資料等が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、申立人は、A社からの派遣先であるB社で平成4年3月31日まで勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は同年3月31日である上、雇用保険の被保険者記録も同年3月30日離職となっている。

しかし、申立期間当時、A社で給与計算を担当していた元従業員は、「給与計算の締め日である15日又は月末日に退職することが一般的であり、月末日の1日前に退職するということは考え難い。また、シフト及び休館日の関係で月末日に勤務していなかったとしても、雇用契約は月末日まで継続しているものとして手続することとなる。」と陳述しているところ、オンライン記録により、同社において平成3年から5年までの間に被保険者資格を喪失している192人の資格喪失日について確認したところ、そのうち資格喪失日が16日付け又は1日付けである者が141人いる一方、15日付け又は月末日付けである者は5人（申立人を除く。）のみであり、上記元従業員の陳述とおおむね符合している。

また、雇用保険の記録により、申立人は、平成3年4月1日からA社で勤務していたことが確認できるところ、申立人から提出された給与支払明細書において、12か月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらのことから、申立人は、申立期間もA社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与支払明細書に記載さ

れた保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は当時の資料等が無いため不明としているが、厚生年金保険及びD厚生年金基金の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である平成4年3月31日となっており、社会保険事務所、厚生年金基金及び公共職業安定所のいずれもが誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成3年11月から4年9月までは20万円、同年10月から同年12月までは22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月18日から5年1月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の標準報酬月額が8万円と記録されていることが分かった。

申立期間はA社で勤務し、経理事務を担当していたが、給与額は20万円を超えていた。記録の訂正が認められた同僚がいるので、私についても申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成3年11月から4年9月までは20万円、同年10月から同年12月までは22万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった5年1月31日（申立人も同日付けで被保険者資格を喪失。）より後の同年3月2日付けで、3年11月（資格取得時）^{そきゅう}に遡及して8万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人が所持する源泉徴収票から、申立人は当該遡及訂正前の標準報酬月額におおむね相当する給与を事業主により支給されていたことが推認できる。

また、商業登記簿謄本により、申立人は、A社の取締役ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、自身はA社において経理事務担当者であったとしているものの、複数の元従業員は、「申立人は社会保険事務を担当していなかった。」と陳述している。

加えて、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日に被保険者資格を喪失している従業員 27 人のうち 8 人（申立人を含まない。）も、申立人と同様に遡及して標準報酬月額を引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 5 年 3 月 2 日付けで行われた遡及訂正処理は事実を即したものと考えることは難しく、申立人について 3 年 11 月 18 日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無いことから、当該減額処理は有効な記録訂正であったとは認められない。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た額（平成 3 年 11 月から 4 年 9 月までは 20 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 22 万円）に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成16年9月は13万4,000円、同年10月は14万2,000円、同年11月は17万円、同年12月は19万円、17年1月は17万円、同年2月は19万円、同年3月は12万6,000円、同年4月は15万円、同年5月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月から18年8月まで

私は、平成15年7月から18年8月までの期間、勤務していたA社で厚生年金保険に加入していたが、16年9月から18年8月までの期間については、社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額が、給与明細書及び給与台帳に記載されている保険料に見合う標準報酬月額よりも低い。調査の上、申立期間について本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（特例法）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成16年9月は13万4,000円、同年10月は14万2,000円、同年11月は17万円、同年12月は19万円、17年1月は17万円、同年2月は19万円、同年3月は12万6,000円、同年

4月は15万円、同年5月は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成17年6月から18年8月までの期間については、申立人は、「当該期間はA社を休職していたため、給与は支払われていなかった。保険料は会社に持参していた。」と陳述しており、当該期間に係る報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成17年6月から18年8月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成5年1月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成4年7月から同年9月までは30万円、同年10月から同年12月までは32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月31日から5年1月1日まで

A社に昭和61年1月6日から平成4年12月31日まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入期間が同年7月31日までとなっていることに納得ができない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間においてA社で勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社における申立人の健康保険被保険者証の回収日が平成5年2月23日と記録され、同日付けで、申立人の資格喪失日が4年7月31日にさかのぼって記録されるとともに、同年10月1日の標準報酬月額の定時決定が取り消されていることが確認でき、同僚二人についても、上記の申立人と同様の記録が確認できる。

また、B厚生年金基金が保管する被保険者名簿を見ると、申立人及び上記同僚二人のA社における資格喪失日は、オンライン記録と同様に平成4年7月31日と記録されているが、当該喪失に係る届出日は5年4月1日となっており、同基金についても資格喪失日に係る処理が遡って行われたことが認められる。

さらに、事業主は、「当時、経営が苦しく給料が支払えなくなった。」旨回答しており、申立期間において、A社は保険料の滞納があったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人について平成4年7月31日に資格を

喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である5年1月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年6月及び同年10月1日（定時決定）の社会保険事務所（当時）の記録から、同年7月から同年9月までは30万円、同年10月から同年12月までは32万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を平成12年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年2月1日から同年6月1日まで

私は、A社に平成4年4月1日に入社し、現在も継続して勤務しているが、同社C支店から同社B支店への転勤に係る12年2月1日から同年6月1日までの4か月間については、厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間については、給与から保険料が控除されていたので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、D健康保険組合提出の健康保険喪失証明書及びA社提出の賃金台帳から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し(平成12年2月1日にA社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の賃金台帳の記録及び申立人のA社B支店における平成12年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和51年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和51年10月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月21日から同年11月1日まで

私は、昭和51年10月1日付けの辞令により、A社本社から同社C支店D出張所へ転勤したが、社会保険事務所（当時）の記録では、同年10月21日から11月1日までの期間は、厚生年金保険の加入記録が空白となっている。調査の上、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の人事記録から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和51年10月1日にA社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和51年11月1日であることから、同社C支店が適用事業所となるまでの期間は、同社本社で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和51年9月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日（昭和23年9月1日）及び喪失日（昭和24年5月2日）に係る記録を取り消し、申立人の同社における資格取得日に係る記録を昭和22年4月1日、資格喪失日を同年12月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年4月及び同年5月は510円、同年6月から同年11月までは500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から同年12月2日まで

私は、昭和21年2月8日にB社を退職後、22年4月1日にA社に入社し、同年12月2日に退職するまで、同社においてC職として勤務した。その後、23年10月21日にD社に入社し、24年3月28日に退職するまで、同社においてもC職として勤務した。

しかしながら、社会保険庁（当時）の記録では、A社における厚生年金保険被保険者期間が、昭和23年9月1日から24年5月2日までと記録されており、D社における被保険者期間（昭和23年10月21日から24年3月28日までの期間）と重複している。

A社とD社において従事していた業務は、とても大変な仕事であったので、同一期間において両社に勤務することなどできるはずがない。当時の給与明細書などは処分して残っていないが、A社における厚生年金保険被保険者期間を申立期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和22年4月1日から同年12月2日までA社においてC職として勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

一方、オンライン記録によると、申立人は、A社において厚生年金保険被保険者資格を昭和23年9月1日に取得し、24年5月2日に喪失しており、当該被保険者期間のうち、23年10月21日から24年3月28日までの期間については、D社においても、厚生年金保険被保険者となっていることが確認でき、同社は、「当社作成の年金台帳によると、申立人は、昭和23年10月21日から24年3月28日まで当社に在籍し、給与から社会保険料を控除していたことが確認できる。」旨回答している。

しかし、申立人は、「A社及びD社で従事していた業務は、とても大変な仕事であったので、同一期間において両社で勤務することなどできるはずがない。」と陳述しており、D社の同僚3人も、「D社で勤務している期間に他社で勤務することはできないと思う。」旨回答し、このうち同僚1人は、「申立人と一緒に帰ることが多かったが、申立人から別の会社に勤めているという話は聞いたことがない。」と陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和23年9月1日に資格を取得している者が申立人のほかに20人確認でき、このうち同日から同年11月1日までの期間において被保険者となっている同僚1人は、「私は、昭和22年春ごろに2か月間程度、A社に勤務した。同社は小規模な事業所であり、20人程度の従業員が同時に入社するような事業所ではなかった。」旨陳述しており、申立人と同様に、オンライン記録による被保険者期間と本人が記憶する勤務期間の始期及び終期が1年以上ずれている。

さらに、A社の現在の代表取締役は、「昭和22年ごろに、F社からA社に社名を変更し、事業形態及び経営者を変更するとともに、社員の入替えなども行ったと聞いたことがある。」旨回答している。

これらのことから、仮に、A社が、申立人について、オンライン記録で被保険者期間とされている昭和23年9月1日を資格取得日とする届出及び24年5月2日を資格喪失日とする届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていたとしても、当該期間のうち、23年10月21日から24年3月28日までの期間における勤務実態は、D社にあったことは明白であり、勤務実態の無い期間を社会保険事務所に届け出ることには容認できるものではない。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における申立人と同年代の同僚の記録及び申立人の同社における昭和23年9月の社会保険事務所の記録から、22年4月及び同年5月は510円、同年6月から同年11月までは500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者

資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 22 年 4 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年3月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（41万円）であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成4年10月1日から5年8月26日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録については、41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から5年8月26日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、申立人が主張する41万円と記録されていたところ、平成4年8月26日付けで同年3月1日までさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できるとともに、A社の事業主及び同僚の標準報酬月額についても、申立人と同日付けで同期間の標準報酬月額が遡及訂正されていることが確認できる。

また、A社の事業主及び事務員は、「申立期間当時、社会保険料の滞納が続いており、申立人、事業主及び従業員3人について、実際の給与より低い報酬月額を届け、滞納していた保険料を30万円ずつ数回に分けて納付した。」と陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成4年8月26日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について同年3月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間のうち、同年3月から同年9月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円と訂正することが必要であると認められる。

一方、申立期間のうち、平成4年10月1日から5年8月26日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録において9万8,000円と記録されているが、当該記録については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当ないものの、申立人と同様に、4年8月26日付けで遡及訂正処理が行われている同僚から提出された給与明細書において、当該同僚は、遡及訂正後も、ほぼ遡及訂正前の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていること確認できることから、申立人についても、遡及訂正前の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたものと考えられる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における訂正前の平成4年9月の社会保険事務所の記録から41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所提出の被保険者標準報酬決定通知書により、事業主が標準報酬月額を9万8,000円として届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が平成3年7月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月21日から同年7月21日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間もA社で勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳、人事記録、C健康保険組合の被保険者記録及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人が、同社B支店に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人が所持しているD厚生年金基金加入員証により、申立人が同基金の加入員としての資格を昭和60年4月1日に取得し、平成3年7月21日に喪失したことが確認できる。

さらに、A社人事業務チームの担当者は、「申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格の取得届及び喪失届は複写式の様式を使用しており、D厚生年金基金及びC健康保険組合に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所にも提出していた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成3年7月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における平成3年3月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年10月1日から13年5月16日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録については、12年10月は30万円、同年11月及び同年12月は28万円、13年1月は26万円、同年2月及び同年3月は24万円、同年4月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、平成13年5月16日から同年7月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録については、同年5月は24万円、同年6月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年10月1日から13年5月16日まで
② 平成13年5月16日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①とB社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額が、実際に支払われた給与額より低く届出されていることが分かった。申立期間①及び②について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬

月額それぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の申立人の標準報酬月額については、A社から提出された申立期間に係る賃金台帳（写）及び申立人から提出のあった給与支払明細書（写）により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成12年10月は30万円、同年11月及び同年12月は28万円、13年1月は26万円、同年2月及び同年3月は24万円、同年4月は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

次に、申立期間②の申立人の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与支払明細書（写）により確認できる報酬月額から、平成13年5月は24万円、同年6月は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（28 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 28 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月 1 日から同年 10 月 21 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われた給与額と大きく異なっていることが分かった。申立期間当時の給与は月額 28 万円であったことを記憶しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録において、当初申立人が主張する 28 万円と記録されていたところ、平成 11 年 7 月 27 日付けで、同年 3 月 1 日にさかのぼって 18 万円に引き下げられ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失する同年 10 月 21 日まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、上述の平成 11 年 7 月 27 日時点において、A 社で厚生年金保険被保険者資格を取得している 39 人（申立人を除く）のうち、同年 4 月以降に被保険者資格を取得した 3 人を除く 36 人についても、申立人と同様に同年 3 月 1 日にさかのぼって標準報酬月額の引き下げが行われていることが確認できる。

さらに、元事業主は「当社は、申立期間当時、3 か月分相当の社会保険料を継続して滞納していた。」と陳述しており、上述の減額処理が行われた者のうちの 3 人からも、申立期間同時に A 社において社会保険料を滞納していた旨の陳述が得られた。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 11 年 7 月 27 日付けで行われた遡及訂正処理は事実^{そきゆう}に即したものととは考え難く、申立人について同年 3 月 1 日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 28 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から34年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社における昭和32年4月1日から35年8月7日までの在籍期間は、ずっと同社C支店で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社及び複数の同僚の陳述並びに同僚提出の申立期間に係る給料明細書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、事業主が昭和33年8月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から34年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和60年9月16日）及び資格取得日（昭和60年10月16日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月16日から同年10月16日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社における申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。私は、同社に昭和58年3月16日に入社し、平成2年2月15日に退社するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において、昭和58年3月16日に厚生年金保険の資格を取得し、60年9月16日に資格を喪失後、同年10月16日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に記録の有る被保険者のうち所在の判明した複数の同僚に事情照会し、5人から回答を得られたところ、同じ部署の同僚を含む3人から、申立人が申立期間においても継続して勤務していたとの陳述が得られたことから、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、「申立期間においても休職等はしておらず、前後の月と同様に、職場も変わらず、同じ仕事を通常どおり行っており、厚生年金保険料も

控除されていた。思い当たることとしては、当時の社会保険事務担当職員から、誰かと間違えて抜いてしまったので、後で元どおりに戻しておくと言われたことがある。」と具体的に申し立てているところ、上記の同僚3人のうち申立人と同じ部署であった同僚は、「申立人は、申立期間に休職したことはなく、仕事内容も同じであり、申立期間における業務内容等の変更も無かった。」と陳述しており、申立期間において当該同僚の厚生年金保険の加入記録も継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和60年8月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料を保管していないため不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和60年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年11月1日から6年10月1日までの期間及び13年4月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、4年11月1日から5年7月1日までの期間は36万円、同年7月1日から6年10月1日までの期間は53万円、13年4月1日から同年10月1日までの期間は62万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成4年11月1日から5年7月1日までの期間、6年10月1日から12年4月1日までの期間、同年6月1日から13年4月1日までの期間及び同年10月1日から15年10月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、4年11月1日から5年7月1日までの期間は50万円、6年10月1日から同年11月1日までの期間は53万円、同年11月1日から12年4月1日までの期間、同年6月1日から13年4月1日までの期間及び同年10月1日から15年10月1日までの期間は59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成4年11月1日から5年7月1日までの期間、6年10月1日から12年4月1日までの期間、同年6月1日から13年4月1日までの期間及び同年10月1日から15年10月1日までの期間について、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から15年10月1日まで
社会保険事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間のうち、平成4年11月1日から15年10月1日までの期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されている。当該期間の給与明細書から、社会保険事務所に

記録された標準報酬月額以上の報酬月額が支給され、当該報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立期間のうち、平成4年11月1日から6年10月1日までの期間及び13年4月1日から同年10月1日までの期間について、申立人のA社での標準報酬月額は、4年11月1日から5年7月1日までの期間は36万円と記録されていたところ、6年10月6日付けで、4年11月1日にさかのぼって11万円に引き下げられていること、5年7月1日から6年10月1日までの期間は53万円と記録されていたところ、同年2月10日付けで、5年7月1日に遡って9万8,000円に引き下げられていること、及び13年4月1日から同年10月1日までの期間は62万円と記録されていたところ、同年8月10日付けで、同年4月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、当該期間については、申立人が所持する給料明細書から、訂正前の標準報酬月額におおむね相当する額の給与が支給されており、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、オンライン記録から、A社の事業主及び申立人とは別の取締役の標準報酬月額についても、申立人と同様に、標準報酬月額を遡って減額訂正する処理が複数回行われていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る滞納処分票の事蹟^{じせき}から、当該期間において、同社は、厚生年金保険料を滞納し、保険料納付計画をめぐり、社会保険事務所と協議を重ねていたことが確認できる。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は、当該申立期間において、同社の取締役であったことが確認できるものの、事業主は、「自身及び経理の専門家が、社会保険に関する事務手続を行っていたので、申立人は、標準報酬月額の減額訂正に関与していない。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所が申立人の標準報酬月額に係る記録を遡^{そきゅう}及して訂正する合理的な理由は無く、当該申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額に係る記録から、平成4年11月1日から5年7月1日までの期間は36万円、同年7月1日から6年10月1日までの期間は53万円、13年4月1日から同年10月1日までの期間は62万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成4年11月1日から5年7月1日までの期間、6年10月1日から12年4月1日までの期間、同年6月1日から13年4月1日までの期間及び同年10月1日から15年10月1日までの期間について、申

立人は、申立期間における標準報酬月額の変動について主張しているものの、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額に係る記録については、申立人提出の給与明細書等及びB市提出の所得照会回答書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成4年11月1日から5年7月1日までの期間は50万円、6年10月1日から同年11月1日までの期間は53万円、同年11月1日から12年4月1日までの期間、同年6月1日から13年4月1日までの期間及び同年10月1日から15年10月1日までの期間は59万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

他方、申立期間のうち、平成12年4月1日から同年6月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る給与明細書等を所持していない上、B市は、「申立人に係る12年分の所得の申告は行われていない。」旨回答しているため、当該期間の給与の支給実態及び保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録では、申立人の当該申立期間に係る標準報酬月額の減額や訂正処理などの不自然な処理が行われた形跡も認められない。

このほか、申立人が、申立期間のうち、平成12年4月1日から同年6月1日までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成12年4月1日から同年6月1日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和27年1月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月8日から同年2月1日まで
年金事務所の記録では、私がA社に勤務した期間のうち、昭和27年1月8日から同年2月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

当時、私は、A社D支店での養成期間を経て、昭和27年1月8日に同社C支店に転勤しただけであり、同支店内の寮に住み込みながら、申立期間も同社に継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA社D支店から同社C支店に転勤したとする複数の同僚の陳述及び申立人に係る戸籍の附票等から判断すると、申立人は、申立期間も含めて同社に継続して勤務し（昭和27年1月8日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和27年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月 1 日から 38 年 1 月 1 日まで
② 昭和 38 年 1 月 10 日から 40 年 3 月 1 日まで

年金事務所の記録では、私が A 社及び B 社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日から約 3 か月後の昭和 40 年 11 月 10 日に払い出された国民年金手帳記号番号により、同年 11 月から厚生年金保険の被保険者資格を再取得した 43 年 4 月 1 日の直前の同年 3 月までの期間に係る国民年金保険料を納付済みであることが、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録から確認でき、当該脱退手当金を支給されたとする 40 年 8 月 12 日は通算年金制度創設後であることを踏まえると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、不自然さがうかがわれる

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和22年8月31日に、同社B支店における資格取得日に係る記録を25年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年6月12日に、同社C支店における資格取得日に係る記録を同年6月12日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を、22年8月から23年7月までの期間は500円、25年4月から同年12月までの期間は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和22年8月から23年7月までの期間及び25年6月から同年12月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る昭和25年4月及び同年5月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年8月31日から23年8月1日まで
② 昭和25年4月1日から同年6月12日まで
③ 昭和25年6月12日から26年1月10日まで

父の厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和5年4月から41年5月まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の在籍証明書、申立人から提出された同社作成の「入社後ノ履歴」及び事業主の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和22年8月31日にA社D支店から同社B支店に異動、25年4月1日に同

社D支店から同社B支店に異動、同年6月12日に同社B支店から同社C支店へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和22年8月から23年7月までの期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における同年8月の社会保険事務所(当時)の記録及び22年6月1日から23年7月31日までの期間に適用された標準報酬月額の等級区分から500円とし、25年4月及び同年5月の標準報酬月額については、申立人の同社D支店における同年3月の社会保険事務所の記録から8,000円とし、同年6月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、申立人の同社C支店における26年1月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び③について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

なお、申立期間②について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年4月及び同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、《標準賞与額》（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、《申立期間》（別添一覧表参照）は《標準賞与額》（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 別添一覧表参照

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る賞与から、《申立期間》（別添一覧表参照）は《標準賞与額》（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る《申立期間》（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別 添

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
7984	男		昭和35年生		平成16年7月9日	20万円
					平成16年12月10日	40万円
7985	男		昭和39年生		平成16年7月9日	51万1,000円
					平成16年12月10日	52万5,000円
7986	男		昭和33年生		平成16年7月9日	44万4,000円
					平成16年12月10日	46万円
7987	男		昭和34年生		平成16年7月9日	60万円
					平成16年12月10日	60万円
7988	男		昭和38年生		平成16年7月9日	45万2,000円
					平成16年12月10日	46万9,000円
7989	男		昭和39年生		平成16年7月9日	50万1,000円
					平成16年12月10日	59万4,000円
7990	男		昭和43年生		平成16年7月9日	41万3,000円
					平成16年12月10日	48万7,000円
7991	男		昭和41年生		平成16年7月9日	34万4,000円
					平成16年12月10日	34万7,000円
7992	男		昭和42年生		平成16年7月9日	47万8,000円
					平成16年12月10日	57万2,000円
7993	男		昭和42年生		平成16年7月9日	46万1,000円
					平成16年12月10日	51万5,000円
7994	男		昭和40年生		平成16年7月9日	39万6,000円
					平成16年12月10日	40万4,000円
7995	男		昭和24年生		平成16年7月9日	25万円
					平成16年12月10日	33万円
7996	男		昭和36年生		平成16年7月9日	56万円
					平成16年12月10日	60万円
7997	男		昭和46年生		平成16年7月9日	35万1,000円
					平成16年12月10日	36万4,000円
7998	男		昭和46年生		平成16年7月9日	35万2,000円
					平成16年12月10日	37万5,000円
7999	男		昭和45年生		平成16年7月9日	35万1,000円
					平成16年12月10日	39万4,000円
8000	男		昭和39年生		平成16年7月9日	36万1,000円
					平成16年12月10日	33万5,000円
8001	男		昭和46年生		平成16年7月9日	33万9,000円
					平成16年12月10日	38万4,000円
8002	男		昭和47年生		平成16年7月9日	33万円
					平成16年12月10日	39万円
8003	男		昭和47年生		平成16年7月9日	31万7,000円
					平成16年12月10日	22万5,000円
8004	男		昭和43年生		平成16年7月9日	51万4,000円
					平成16年12月10日	55万円
8005	男		昭和48年生		平成16年7月9日	31万8,000円
					平成16年12月10日	34万1,000円
8006	男		昭和23年生		平成16年7月9日	70万円
					平成16年12月10日	75万円
8007	男		昭和44年生		平成16年7月9日	40万円
					平成16年12月10日	38万円
8008	男		昭和36年生		平成16年7月9日	50万1,000円
					平成16年12月10日	47万9,000円
8009	男		昭和11年生		平成16年7月9日	20万円
					平成16年12月10日	30万円
8010	男		昭和39年生		平成16年7月9日	48万7,000円
					平成16年12月10日	58万3,000円
8011	男		昭和33年生		平成16年7月9日	70万円
					平成16年12月10日	75万円
8012	女		昭和46年生		平成16年7月9日	43万7,000円
					平成16年12月10日	45万円
8013	男		昭和48年生		平成16年7月9日	29万円
					平成16年12月10日	23万7,000円
8014	男		昭和49年生		平成16年7月9日	32万8,000円
					平成16年12月10日	35万7,000円
8015	男		昭和50年生		平成16年7月9日	26万1,000円
					平成16年12月10日	27万3,000円

別添

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
8016	女		昭和34年生		平成16年7月9日	32万5,000円
					平成16年12月10日	34万5,000円
8017	男		昭和37年生		平成16年7月9日	50万1,000円
					平成16年12月10日	47万9,000円
8018	男		昭和43年生		平成16年7月9日	34万3,000円
					平成16年12月10日	29万6,000円
8019	男		昭和49年生		平成16年7月9日	27万8,000円
					平成16年12月10日	26万7,000円
8020	男		昭和49年生		平成16年7月9日	26万4,000円
					平成16年12月10日	29万6,000円
8021	男		昭和47年生		平成16年7月9日	26万5,000円
					平成16年12月10日	22万3,000円
8022	女		昭和49年生		平成16年7月9日	30万3,000円
					平成16年12月10日	29万円
8023	男		昭和50年生		平成16年7月9日	30万2,000円
					平成16年12月10日	30万9,000円
8024	男		昭和46年生		平成16年7月9日	33万9,000円
					平成16年12月10日	34万4,000円
8025	男		昭和37年生		平成16年7月9日	43万7,000円
					平成16年12月10日	46万5,000円
8026	男		昭和50年生		平成16年7月9日	23万9,000円
					平成16年12月10日	24万6,000円
8027	男		昭和42年生		平成16年7月9日	35万4,000円
					平成16年12月10日	30万7,000円
8028	男		昭和46年生		平成16年7月9日	30万8,000円
					平成16年12月10日	29万1,000円
8029	男		昭和46年生		平成16年7月9日	28万2,000円
					平成16年12月10日	30万3,000円
8030	男		昭和34年生		平成16年7月9日	70万円
					平成16年12月10日	75万円
8031	女		昭和38年生		平成16年7月9日	32万4,000円
					平成16年12月10日	34万5,000円
8032	女		昭和44年生		平成16年7月9日	23万5,000円
					平成16年12月10日	25万5,000円
8033	男		昭和51年生		平成16年7月9日	25万7,000円
					平成16年12月10日	26万9,000円
8034	男		昭和46年生		平成16年7月9日	25万8,000円
					平成16年12月10日	27万円
8035	男		昭和51年生		平成16年7月9日	25万7,000円
					平成16年12月10日	25万9,000円
8036	男		昭和51年生		平成16年7月9日	25万7,000円
					平成16年12月10日	26万4,000円
8037	男		昭和52年生		平成16年7月9日	30万1,000円
					平成16年12月10日	30万円
8038	男		昭和49年生		平成16年7月9日	22万1,000円
					平成16年12月10日	23万4,000円
8039	男		昭和51年生		平成16年7月9日	24万4,000円
					平成16年12月10日	25万8,000円
8040	男		昭和52年生		平成16年7月9日	22万1,000円
					平成16年12月10日	23万2,000円
8041	男		昭和48年生		平成16年7月9日	23万3,000円
					平成16年12月10日	30万円
8042	男		昭和51年生		平成16年7月9日	23万9,000円
					平成16年12月10日	30万円

別添

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
8043	男		昭和51年生		平成16年7月9日	22万4,000円
					平成16年12月10日	23万円
8044	男		昭和51年生		平成16年7月9日	23万9,000円
					平成16年12月10日	24万6,000円
8045	男		昭和52年生		平成16年7月9日	27万3,000円
					平成16年12月10日	29万5,000円
8046	男		昭和51年生		平成16年7月9日	25万円
					平成16年12月10日	29万7,000円
8047	男		昭和51年生		平成16年7月9日	23万9,000円
					平成16年12月10日	24万6,000円
8048	女		昭和51年生		平成16年7月9日	25万3,000円
					平成16年12月10日	27万円
8049	男		昭和32年生		平成16年7月9日	60万円
					平成16年12月10日	65万円
8050	男		昭和49年生		平成16年7月9日	23万9,000円
					平成16年12月10日	24万6,000円
8051	男		昭和45年生		平成16年7月9日	30万6,000円
					平成16年12月10日	39万9,000円
8052	男		昭和47年生		平成16年7月9日	33万円
					平成16年12月10日	36万9,000円
8053	男		昭和17年生		平成16年7月9日	65万円
					平成16年12月10日	66万円
8054	男		昭和35年生		平成16年7月9日	60万円
					平成16年12月10日	66万円
8055	男		昭和44年生		平成16年7月9日	40万5,000円
					平成16年12月10日	43万円
8056	男		昭和51年生		平成16年7月9日	22万1,000円
					平成16年12月10日	23万5,000円
8057	男		昭和51年生		平成16年7月9日	24万円
					平成16年12月10日	29万2,000円
8058	男		昭和51年生		平成16年7月9日	23万9,000円
					平成16年12月10日	30万1,000円
8059	男		昭和51年生		平成16年7月9日	22万4,000円
					平成16年12月10日	24万5,000円
8060	男		昭和51年生		平成16年7月9日	22万1,000円
					平成16年12月10日	23万5,000円
8061	男		昭和53年生		平成16年7月9日	24万6,000円
					平成16年12月10日	24万7,000円
8062	男		昭和53年生		平成16年7月9日	21万1,000円
					平成16年12月10日	21万5,000円
8063	男		昭和50年生		平成16年7月9日	22万3,000円
					平成16年12月10日	23万円
8064	男		昭和53年生		平成16年7月9日	30万5,000円
					平成16年12月10日	32万2,000円
8065	男		昭和50年生		平成16年7月9日	27万2,000円
					平成16年12月10日	30万4,000円
8066	男		昭和50年生		平成16年7月9日	23万5,000円
					平成16年12月10日	24万5,000円
8067	男		昭和50年生		平成16年7月9日	22万4,000円
					平成16年12月10日	23万円
8068	男		昭和45年生		平成16年7月9日	33万5,000円
					平成16年12月10日	34万1,000円
8069	男		昭和31年生		平成16年7月9日	70万円
8070	男		昭和40年生		平成16年7月9日	65万円
					平成16年12月10日	65万円
8071	女		昭和47年生		平成16年7月9日	32万3,000円
					平成16年12月10日	34万9,000円
8072	女		昭和53年生		平成16年7月9日	20万8,000円
8073	男		昭和53年生		平成16年7月9日	21万円
					平成16年12月10日	21万4,000円
8074	男		昭和52年生		平成16年7月9日	21万1,000円
					平成16年12月10日	24万5,000円
8075	女		昭和53年生		平成16年7月9日	20万9,000円
					平成16年12月10日	21万3,000円
8076	男		昭和46年生		平成16年7月9日	22万3,000円
					平成16年12月10日	22万9,000円
8077	男		昭和53年生		平成16年7月9日	20万9,000円

別添

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
8078	男		昭和52年生		平成16年7月9日	24万6,000円
					平成16年12月10日	25万5,000円
8079	女		昭和51年生		平成16年7月9日	20万9,000円
					平成16年12月10日	29万3,000円
8080	男		昭和32年生		平成16年7月9日	70万円
					平成16年12月10日	80万円
8081	男		昭和46年生		平成16年7月9日	55万円
					平成16年12月10日	58万円
8082	男		昭和52年生		平成16年7月9日	20万9,000円
					平成16年12月10日	21万3,000円
8083	男		昭和46年生		平成16年7月9日	40万円
					平成16年12月10日	40万円
8084	男		昭和50年生		平成16年7月9日	23万9,000円
					平成16年12月10日	23万6,000円
8085	男		昭和48年生		平成16年7月9日	31万8,000円
					平成16年12月10日	35万1,000円
8086	男		昭和37年生		平成16年7月9日	45万8,000円
					平成16年12月10日	47万2,000円
8087	男		昭和43年生		平成16年7月9日	34万4,000円
					平成16年12月10日	35万7,000円
8088	男		昭和51年生		平成16年7月9日	21万1,000円
					平成16年12月10日	25万5,000円
8089	男		昭和47年生		平成16年7月9日	34万6,000円
8090	男		昭和54年生		平成16年7月9日	19万6,000円
					平成16年12月10日	24万8,000円
8091	女		昭和54年生		平成16年7月9日	19万6,000円
					平成16年12月10日	20万9,000円
8092	女		昭和53年生		平成16年7月9日	23万2,000円
					平成16年12月10日	28万9,000円
8093	男		昭和53年生		平成16年7月9日	23万4,000円
					平成16年12月10日	29万2,000円
8094	女		昭和47年生		平成16年7月9日	16万2,000円
					平成16年12月10日	22万円
8095	女		昭和50年生		平成16年7月9日	27万3,000円
8096	男		昭和49年生		平成16年7月9日	26万円
					平成16年12月10日	29万8,000円
8097	男		昭和55年生		平成16年7月9日	16万9,000円
					平成16年12月10日	18万7,000円
8098	男		昭和55年生		平成16年7月9日	18万5,000円
					平成16年12月10日	21万円
8099	男		昭和55年生		平成16年7月9日	17万1,000円
					平成16年12月10日	18万9,000円
8100	男		昭和55年生		平成16年7月9日	18万4,000円
					平成16年12月10日	20万4,000円
8101	女		昭和55年生		平成16年7月9日	18万4,000円
					平成16年12月10日	20万4,000円
8102	男		昭和44年生		平成16年7月9日	53万2,000円
					平成16年12月10日	53万2,000円
8103	男		昭和51年生		平成16年7月9日	22万6,000円
					平成16年12月10日	23万6,000円
8104	男		昭和43年生		平成16年7月9日	40万円
					平成16年12月10日	35万3,000円
8105	男		昭和53年生		平成16年7月9日	19万5,000円
					平成16年12月10日	27万5,000円
8106	男		昭和35年生		平成16年7月9日	25万円
					平成16年12月10日	25万円
8107	男		昭和26年生		平成16年7月9日	5万円
					平成16年12月10日	25万円
8108	女		昭和38年生		平成16年7月9日	5万円
					平成16年12月10日	15万円
8109	女		昭和48年生		平成16年7月9日	7万円
					平成16年12月10日	28万9,000円
8110	男		昭和51年生		平成16年7月9日	6万円
					平成16年12月10日	25万円
8111	女		昭和56年生		平成16年7月9日	4万円
					平成16年12月10日	17万円
8112	男		昭和44年生		平成16年7月9日	5万円
					平成16年12月10日	35万円
8113	男		昭和41年生		平成16年12月10日	10万円
8114	男		昭和54年生		平成16年12月10日	7万円

別添

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
8115	男		昭和52年生		平成16年12月10日	5万円
8116	男		昭和39年生		平成16年12月10日	5万円
8117	男		昭和48年生		平成16年12月10日	5万円

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から53年3月まで

私は、自営業を始めた昭和46年5月ごろ、集金人に依頼し国民年金の加入手続をした。

国民年金に加入後、時期ははっきりと覚えていないが、しばらくたって、A市役所から「今なら、特例納付により過去にさかのぼって未納期間の国民年金保険料を納付することができる」と聞いたので、私が、過去の未納となっている保険料を集金人に一括納付した。

国民年金保険料をまとめてさかのぼって納付したのはこの一回だけであり、納付金額は38万円余りであったと思う。

また、申立期間当時A市の集金人だった人が、私が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを証言してくれており、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行ったとする昭和46年5月以降、国民年金保険料を納付していなかったが、A市役所から、特例納付により過去の未納保険料を一括納付できると聞き、同市の集金人に38万円余りを一括納付したと申し立てている。

しかし、申立人に係る国民年金の加入時期をみると、昭和53年7月4日にA市で手続を行い、46年5月にさかのぼって資格を取得していることが、同市の国民年金被保険者名簿から確認できるとともに、加入時点である53年7月は国民年金法附則4条に基づく特例納付実施期間(第3回)の開始月であり、申立期間の国民年金保険料を特例納付又は過年度納付することが可能であったことが分かるが、A市は、特例納付実施期間(第3回)当時、集金人が過年

度納付及び特例納付に係る手続を行うことはなかったと説明しており、申立内容と符合しない。

さらに、申立人は、A市役所から未納期間の国民年金保険料を特例納付又は過年度納付で一括納付する場合の納付金額を聞いた上で、38万円余りをまとめて納付したと陳述しているところ、申立期間の保険料額は、27万500円となり、実際の保険料額と相違している。

加えて、申立人は、申立期間当時A市の集金人だった人が、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを証言したことを示す資料として「B社会保険事務所（当時）宛てのメモ」を提出しているが、納付時期及び納付金額が特定できないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを推定できない。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成5年10月までの期間及び7年12月から8年8月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和60年4月から平成5年10月まで
② 平成7年12月から8年8月まで

私は、A市からB市C町へ転居した昭和60年4月ごろに、同市役所で国民年金保険料の免除申請をしたと思っているが、具体的な手続状況等についての記憶はない。

私は、その後、時期は定かでないが、B市D町在住時に、催告のような納付書が届いた記憶があり、当時、納付することができなかつたので同市役所へ出向いて相談し、その際も国民年金保険料免除申請の手続をした記憶があるが、毎年、申請手続をしていたか定かでない（申立期間①）。

平成5年にE市へ転居したが、同市在住時は会社に勤務したこともあり、厚生年金保険に加入していると思っていたので、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請をした記憶はなく、再びB市へ転居した7年12月に同市役所で免除申請をしたと思う（申立期間②）。

私は、申立期間当時、生活に困窮しており、子供の医療費助成及び学校授業料の免除申請をしており、また、国民健康保険料についても数回、減免申請していたことを覚えているので、国民年金保険料だけが申請免除されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A市からB市へ転居した昭和60年4月ごろに、同市で国民年金保険料の免除申請を行い、申立期間の保険料を免除されていたと申し立てている。

しかし、申立人は、B市役所における国民年金保険料の免除申請について、

明確な記憶がない上、免除申請に必要な国民年金手帳も所持していなかったと陳述する等、昭和 60 年 4 月時点で免除申請が行われていたことをうかがわせる事情が見当たらない。

また、国民年金保険料の申請免除承認期間は最長で 1 年間であることから、継続して免除を受けようとする場合、原則として毎年度申請の必要があるところ、申立人は、毎年、手続を行っていたか定かでないとしており、これだけの長期間を続けて B 市が事務的過誤を繰り返したとは考え難い。

申立期間②について、申立人は、再び B 市へ転居した平成 7 年 12 月に同市役所で免除申請したと申し立てている。

そこで、申立人に係る B 市及び E 市の住民票（住民情報）を見ると、申立人は、平成 7 年 10 月に B 市から E 市へ住所変更を行い、同年 12 月に E 市から B 市へ再転入していることが確認できるが、オンライン記録の住所変更欄を見ると、2 年 4 月に B 市で不在決定されて以降、20 年 4 月に所在が判明するまで国民年金の住所変更の手続は行われておらず、申立期間②当時、B 市において住所変更されていなかったものと推定できる。

したがって、申立人が平成 7 年 12 月に B 市において国民年金保険料の免除申請を行っていたとは考え難い。

さらに、申立人に係るオンライン記録を見ると、平成 2 年 4 月に B 市において不在決定の処理が行われている記録が確認できることから、少なくとも同年 4 月以降、申立人が国民年金保険料の免除申請を行っていたとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間①及び②を通じて免除承認通知等を受け取った記憶はないとしている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から57年3月まで

私は、昭和52年から53年ごろにA市役所において国民年金の加入手続きを行い、加入時以降の国民年金保険料は既に納付を開始していた夫の保険料と合わせて、金額は忘れたが、私名義の銀行口座から自動引落しで継続して納付してきた。

加入後、既に未納となっている国民年金保険料を納付するようとの書類が市役所から送られてきたので、納付書に記載されていた約30万円を少なくとも昭和53年12月までに一括して銀行で納付した。それなのに申立期間の保険料が未納にされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年又は53年ごろにA市で国民年金の加入手続き及び口座振替による国民年金保険料の納付を開始する手続きを同時に行い、その後同市から送付された納付書により、過去の未納保険料を一括納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、昭和57年2月11日にA市で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる上、手帳記号番号の払出時点において、申立人は申立期間のうち、56年4月から57年3月までの国民年金保険料を現年度納付することが可能であるが、申立人に係るA市の収滞納一覧表は未納となっている上、申立人及びその夫は昭和59年度から口座振替による保険料の納付を開始していることが同収滞納一覧表から確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点では、特例納付制度が既に終了しており、申立人は申立期間のうち、昭和54年12月以前の期間の国民年

金保険料は時効により制度上納付することはできず、55年1月から56年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であるが、納付に必要な保険料額は申立人が記憶する納付金額と大きくかい離している上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書の控え等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録による各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から12年3月まで

私は平成8年*月に20歳になった時、大学生だったので国民年金に加入後、保険料の全額免除申請をしたが、加入及び免除の手続をどこで、どのように行ったのか詳細は覚えていないが、私は国民年金に加入当初から年金手帳は1冊しか所持しておらず、同手帳の住所地の記載からA市で国民年金の加入手続及び免除申請手続をしたものとする。

免除申請手続後、私は平成12年3月まで大学生だったので、申立期間も申請免除期間だと認識していたが、「ねんきん特別便」の記録によると8年*月から9年3月までは免除期間になっているが、申立期間は未納の記録とされている。

申立期間はすべて在学中で、平成9年3月以降に行政機関から免除更新手続の書類及び指導、また、申請の必要性の説明も無かったので、私は同年4月以降の免除申請の手続は行っていないが、もし、適切な指導及び通知があれば、当時大学生だった私は申立期間の免除更新手続をしていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した平成8年*月にA市で国民年金の加入手続を行い、その後、同年*月から9年3月までの国民年金保険料の免除申請を行っているが、申立期間についても免除申請を行っていないが免除期間であったと申し立てている。

しかし、本来免除申請承認期間は、申請のあった日の属する月の前月から、申請のあった日の属する年度の末日までの期間の年度ごとの更新であるため、申立人の免除承認期間後の申立期間についての免除申請は、平成9年4月以降、毎年行う必要があり、自動更新されるものではない。

また、申立人は申立期間中に4度転居して住民票を移していることが確認できるが、国民年金の住所変更手続きをした記憶はないと陳述しており、このことは、申立人が所持する国民年金手帳に住所変更の記録が無いことと符合する。これらの状況から、申立人は平成9年4月以降の住所地であるB市及びA市において国民年金の住所変更及び国民年金保険料の免除申請手続きを行っていないものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月

私は、平成6年の初めごろに、多分、A市役所で国民年金第1号被保険者への切替手続きを行った。

平成7年度までは自分で国民年金保険料を納付していたが、收入的に苦しくなったので、申立期間を含む8年度の保険料から、もともと父の保険料を納付していた母に納付してもらっていた。申立期間当時は保険料の納付を母任せにしていたので、私には具体的な記憶はない。

私の母は、納付すべきものは納付する人だったので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年の初めごろに国民年金第1号被保険者への切替手続きを行い、8年3月までは自身で国民年金保険料を納付していたが、收入的に苦しくなったため同年4月以降申立人の母に保険料を納付してもらっていたと申し立てている。

そこで、申立人の母が国民年金保険料を納付していたとする申立人及びその父の納付状況をみると、申立人の母が、申立期間直前の平成8年4月の両人の保険料納付書により同日に納付していること、及び申立期間直後の同年6月から9年3月までの両人の保険料を口座振替によりすべて同日に納付していることが、両人に係るA市の国民年金収滞納一覧表から確認できるところ、申立人の父も申立期間の保険料が未納となっている。

また、申立人に係るオンライン記録を見ると、社会保険事務所（当時）が、平成9年9月9日に、申立人に係る過年度国民年金保険料の納付書を作成した記録があるところ、同日時点において過年度納付が可能な未納保険料は申立期

間の保険料以外にないことから、当該納付書は申立期間の保険料について作成されたものと推定でき、少なくとも同日時点において、申立期間は未納であったと考えられる。さらに、申立人の父に係るオンライン記録を見ると、社会保険事務所が、申立人と同日の同年9月9日に、申立人の父に係る過年度保険料の納付書を作成した記録があるところ、同日時点において、過年度納付が可能な未納保険料は8年3月及び申立期間の保険料以外にないことから、少なくとも同日時点において、申立人の父も申立期間の保険料は未納であったものと推定できる。

加えて、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）が無い上、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料の納付を担当していた申立人の母は既に死亡しているため、申立期間当時の納付状況を確認できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から61年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から61年2月まで

私は、勤務先で厚生年金保険の適用がなかった時期に、国民年金に加入していたが、ねんきん特別便でその期間（昭和60年7月から61年2月まで）の国民年金保険料が未納であることを知った。

国民年金への加入は自分で市役所に行き手続したが、国民年金保険料の納付は、私の給料が振り込まれる預金通帳を預けた母親に任せていた。

母親は10年前に亡くなっており、当時の事を聞くことができないが、自分の家は社会的倫理的にも年金を納付するのが当然とする環境だったので、母は申立期間の国民年金保険料を納付してくれているはずなので未納の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和60年にA市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、母親が現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、昭和60年9月6日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人が同年7月26日に国民年金強制被保険者の資格を取得していることが確認でき、申立人の母親は申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能であった。

しかし、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間の国民年金保険料は未納と記録されていることが確認でき、オンライン記録と符合するとともに、申立期間当時に同居していた申立人の弟も申立期間は未納（申

立期間当時は、未加入)であることが同人に係るオンライン記録から確認でき、申立人の母親が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料の納付をしていたとする申立人の母親は既に亡くなっているため、申立期間における保険料の納付状況を確認できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から52年3月まで

私は、昭和46年2月ごろにA市役所にて国民年金の加入手続をした。国民年金保険料の納付は、B市に居住している母のところに毎週帰っており、その際に保険料と納付書を渡して母に納付してもらっていたが、母は既に死亡しているため納付方法は聞けない。

申立期間の保険料が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、納付書及び保険料を母親に渡して納付してもらっていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和52年1月25日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、払出時点において、申立期間のうち、46年2月から49年9月までの国民年金保険料は時効により制度上納付することはできない上、同年10月から51年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は現年度納付を主張している。

また、国民年金手帳記号番号の払出時点において、昭和51年度の国民年金保険料のうち、昭和51年4月から同年12月までの保険料はまとめて現年度納付することが可能であるが、申立人は保険料をまとめて納付したこと、及び過去分をさかのぼって納付した記憶はないと陳述している上、52年1月から同年3月までの保険料については、申立期間後の同年4月から53年9月までの保険料が申請免除となっていることが特殊台帳から確認でき、当時、何らかの理由で保険料の納付が滞っていたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、

保険料を納付したとする申立人の母親は既に亡くなっており、当時の具体的な納付状況等は不明である。

加えて、申立人は昭和46年2月ごろに国民年金の加入手続きを行い、朱色の国民年金手帳を交付されたと陳述しているが、朱色の年金手帳が交付されたのは昭和51年度（市町村によっては昭和49年度ごろ）からのため、申立人の陳述と符合しない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間は6年2か月と長期間に及んでおり、行政側がこれだけの長期間にわたり事務的過誤を継続するとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成2年3月まで

私は、平成2年4月に今までの国民年金の加入について確認をするように父に言われ、市役所に行った。昭和60年4月から5年間国民年金保険料の未納があると言われ、納付できるのは2年分だけとのことなので、父が金融機関で約20万円の保険料を納付した。父に年金がどれだけ大事か随分しかられたのを記憶しており、その後、厚生年金保険から国民年金への切り替えについても、1か月も欠かさず納付している。

申立期間の保険料が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、金融機関で一括して納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の20歳になった第1号被保険者の加入状況から、申立人が加入手続を行ったのは平成6年4月ごろであると推定される上、オンライン記録から、加入手続後の同年5月24日に2年4月1日の国民年金被保険者資格の喪失及び6年4月1日の資格の取得の記録が追加されていることが確認できる。この場合、加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により制度上納付することはできない。

また、申立人の所持する初めて国民年金の加入手続を行ったときに交付された国民年金手帳を見ると、住所欄には「A市B町」と書かれていることが確認できるが、申立人の住所の記録から、この住所には平成5年11月1日から居住していることが確認でき、2年4月に加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

さらに、申立人は、申立期間における国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、保険料の納付を行ったとする申立人の父親は既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況等は不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年12月まで
昭和48年1月ごろ、母に国民年金の加入を勧められて、翌年1月ごろ、母がA市役所で国民年金の加入手続を行った。

時期は覚えていないが、母がB納付組合の班長又は組長に自治会費と一緒に申立期間の国民年金保険料を一括払いしたと思う。母の性格から保険料の未納は有り得ない。納付していたから、昭和55年の納付組合の通知を持っている。

申立期間直後の国民年金保険料は、納付書を使って、C銀行で1年間分を一括払いし、その後は、D銀行等又は自宅に来ていた市の現金収納員に3か月ごとに納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年1月ごろ、国民年金の加入手続を行い、B納付組合に申立期間の国民年金保険料を一括で納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号が昭和52年4月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、手帳記号番号の払出時点において、申立期間の保険料は時効により制度上納付することはできない。

また、申立人の特殊台帳を見ると、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料(1か月1,400円×12か月=1万6,800円)が過誤納付(重複納付)されたため、申立期間直後の50年1月から51年3月までの保険料(1か月1,100円×15か月=1万6,500円)として充当され、差額300円を還付した記録が確認できる。過誤納付された保険料を充当する場合、規則上、過誤納付さ

れた時点において時効が成立していない期間のうち、さきに経過した月の保険料から順次充当する取扱いとなっていることから、昭和 51 年度の保険料が過誤納付された時点において、申立期間の保険料は時効が成立していたものと推測される。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親のオンライン記録及び特殊台帳を見ると、昭和 52 年 2 月 16 日に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続時期と符合している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から51年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から51年10月まで

昭和51年10月ごろ、A市からB市の姉夫婦と同居するために、父と私がB市に引っ越しをした。

B市役所又は福祉事務所で、父の家族手当を受給するための手続をした際、窓口の人から、「父の国民年金加入期間に未納期間があるため、もうすぐ年金がもらえる年齢になるのに国民年金が受給できなくなるので、国民年金保険料を納付してください」と言われた。

同時に私の国民年金の未納期間の国民年金保険料も納付するように言われ、3万7,000円ぐらい納付したと記憶している。

私は、会社退職後にA市役所及び転居後のB市役所でも国民年金の加入手続はしなかったし、国民年金手帳ももらっていなかったが、父の家族手当を受給するための手続をした窓口の人から、交通違反反則金支払用紙のような納付書を父及び私の二人分もらったので、金融機関でさかのぼって二人分の国民年金保険料を納付した。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人自身の国民年金の加入手続を行ったことがないが、昭和51年10月ごろ、申立人とその父親の二人分の国民年金保険料をさかのぼって納付したと申し立てている。

そこで、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付する為に必要な国民年金の加入手続について確認したところ、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の加入者の記録から、申立人は、最初の国民年金の加入手続を昭和62年1月から同年2月ごろに行ったものと推定できる。このことから、51年10月ご

ろには国民年金の加入手続を行った覚えがないとする申立人の陳述と符合し、国民年金に加入していない申立人が国民年金保険料を納付することはできない上、62年1月ごろの加入手続時点において、申立期間の保険料は時効により制度上納付することはできない。

また、申立人の資格に関する記録を見ると、オンライン記録から、申立人の昭和48年3月から49年9月までの期間、51年11月から53年11月までの期間及び55年8月から56年6月までの期間の厚生年金保険の記録統合処理が、平成13年8月2日に行われていることが確認でき、それまで申立期間は、国民年金の加入期間としては把握されていなかったと考えられることから、記録統合処理以前に申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が一緒に国民年金保険料を納付したとする父親の保険料納付記録を見ると、昭和36年4月から納付を開始し、60歳に到達する46年*月までの保険料を完納しているが、申立人が保険料を納付したとする51年10月ごろにおいては、父親の納付済みとされている期間の保険料は時効により納付することができないため、父親の保険料を申立人が同年10月ごろに納付したことは考えられず、父親と申立人の二人分の保険料を納付したとする申立内容と符合しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年3月までの期間並びに同年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から59年3月まで
② 昭和59年8月及び同年9月

昭和58年2月、A市に転居したので、同年4月に妻がA市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、妻が、同年4月から59年9月までの国民年金保険料を、私及び妻の二人分を納付した。

妻の申立期間の国民年金保険料は納付済みになっている。

きちょうめんな妻の性格からすると、私の申立期間の国民年金保険料を納付しているはずであり、未納とされていることは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を夫婦二人分一緒に納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続き時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和59年5月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる上、申立人に払い出された手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の手続き時期から同年4月に加入手続きを行ったものと推定でき、58年4月ごろに申立人の妻が申立人の国民年金の加入手続きを行ったとする申立内容とは符合しない。

また、加入手続きが行われた昭和59年4月以降、申立期間①の国民年金保険料をさかのぼって現年度納付又は過年度納付することが可能であるが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、納付を担当したとする申立人の妻は「保険料の納付方法について記憶がない。」と陳述しており、その陳述からは申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる事情を酌み取ることはできない。

さらに、申立期間②について、申立人の妻は「当時、私は出産のため入院しており、国民年金保険料は納付していません。」と陳述していることから、申立期間②の保険料は、当時、納付されていなかったものと考えられる上、申立人が就職した昭和 59 年 10 月以降に、申立人の保険料を納付したかの事情についても「厚生年金保険に加入したので、二重払いになるといけないと思い、保険料は、就職後は納付していない」と陳述しており、その陳述からは申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる事情を酌み取ることはできない。

加えて、夫婦の国民年金保険料の納付状況について、申立人の妻の特殊台帳を見ると、申立期間①及び②の保険料は現年度納付されたことが確認できるが、申立人については、オンライン記録から、昭和 60 年 11 月 9 日に過年度納付書が発行されていることが確認でき、夫婦の納付状況が相違していたことがうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から51年3月まで

私は、昭和51年4月に市の出張所で国民年金の加入手続を行い、加入前の国民年金保険料をさかのぼって納めた。その後は、郵送された納付書により、忘れてはいけないと思い、1年分を同出張所で前納した。今持っている基礎年金番号とは違う別の番号で納めていたと思うので、調査の上、記録を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月に市の出張所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は58年5月に払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳によると、同年4月12日付けで任意加入被保険者として初めて資格を取得した旨記載されていることが確認できることから、この時点で加入手続が行われたものと推認され、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、現在の基礎年金番号とは別の番号で納付していたと主張しているが、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、市の出張所で申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているが、市は、当時の出張所は、保険料を現金で収納していな

かったとしており、申立人の主張とは一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から8年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月から8年7月まで

私は、平成3年9月21日に、それまで勤務していた会社を退職した後、A市役所の窓口へ行き、その時に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。私の妻の国民年金手帳には、まさに今般の申立期間の開始日である同年9月21日の日付が記載されており、これこそ、私がこの時に手続を行ったことの証拠であると思う。

それ以降の国民年金保険料については、市の窓口で年払いによりまとめて納付していたはずであるが、申立期間当時の保険料額、納付場所、年金手帳及び領収証書の有無等、加入手続並びに保険料の納付の詳細は定かでない。

しかし、切替手続を行った記憶及び証拠がある以上、私とその後の期間を未納にしておくとは考え難いので、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年9月ごろに国民年金の加入手続を行ったとしているが、基礎年金番号制度の導入前の時期に当たる申立期間中に国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時に、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されている必要がある。そこで、未統合記録の有無を検証するため、オンライン記録により、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人の妻の国民年金の加入手続時期についてみると、同人の国民年金手帳記号番号の前後の番号に存在する国民年金の第3号被保険者の資格取得処理日が平成9年7月末から同年8月初旬に存在している上、申立人の妻自身の3年5月の資格の取得、同年9月の資格の喪失、8年8月の資格の取得に

伴う国民年金第3号被保険者の処理が、9年8月1日時点で、さかのぼって一括で処理されている状況がオンライン記録から確認できることから、申立人の妻に係る国民年金の加入手続時期は、同年8月ごろであると推認できる。これによると、申立人の妻に関しても、当該加入手続時期より前の時点において、申立期間は未加入期間と認識されていたことになり、このことは、申立人が、3年9月ごろ、申立人自身の加入手続と一緒に申立人の妻の国民年金に係る何らかの処理を行ったとしていることとは相違する。

さらに、申立人の加入手続時期及び保険料の納付をめぐる記憶は曖昧であり、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月から同年3月まで

私は、平成9年の年末に勤務先を退職し、10年2月にA社に再就職したところ、会社から「試用期間があり、入社と同時に厚生年金保険に加入できない。」と言われたので、厚生年金保険の加入を確認した上で、同年7月ごろ区役所で国民年金の加入手続を行い、それ以来、申立期間の国民年金保険料を納付書により、毎月郵便局で納付した。

申立期間が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に再就職後の平成10年7月ごろに区役所で国民年金の加入手続を行ったと申し立てしているところ、申立人に係る区の被保険者名簿を見ると、その作成日は約1年後の11年10月12日であることから、申立人が同社を退職し、B社に再就職した後に加入手続が行われたものと推定されるとともに、A社を退職して厚生年金保険被保険者の資格を喪失した同年7月21日に初めて国民年金被保険者の資格を取得し、B社に再就職して厚生年金保険被保険者の資格を取得した同年9月6日付けで国民年金被保険者の資格を喪失した記録が確認できる。この場合、申立期間は、当時において、記録の上では国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人のオンライン記録によると、平成12年8月21日になって、申立期間が国民年金被保険者期間として記録が追加されるとともに、13年3月30日に、その時点で時効にかからず納付が可能であった11年7月及び同年8月の国民年金保険料をさかのぼって過年度納付していることが確認できる。したがって、当該保険料の納付時期及び申立期間が被保険者期間として記録が追

加されたいずれの時期においても、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が、申立内容のとおり、平成10年7月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の基礎年金番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、基礎年金番号が導入された9年1月以降は、特に保険料収納事務の機械化等により記録管理の強化が図られており、申立期間の納付記録が欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から52年3月まで

私は、A社でアルバイト勤務していた昭和47年6月当時、社員に国民年金の加入を勧められ、加入手続してもらったと思う。

国民年金保険料については、父が弟の分と一緒に、区役所から送付されてくる納付書により銀行で納付してくれていた。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金における強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に満20歳に到達した日又は厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日に取得するものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及びその前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和52年6月ごろに加入手続が行われたものと推定され、47年*月*日までさかのぼって国民年金の強制加入被保険者の資格を取得していることがオンライン記録により確認できる上、その記録は、申立人の所持する年金手帳に記載された資格取得日とも一致している。この場合、加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、一部の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効にかかわらず納付が可能な期間の保険料については、区役所の納付書が発行されない過年度保険料となるが、申立人及びその弟の保険料と一緒に納付してくれていたとする申立人の父親は、それぞれ国民年金に加入した当初から3か月ごとに区役所から送付されてくる納付書で保険料を納付していたが、過去の保険料をさかのぼって納付した記憶はないと陳述している。

また、申立人がアルバイト勤務をしていたとする昭和47年6月当時に、申立内容のとおり、申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を区役所の納付書で現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認するとともに、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人及びその父親も、これまでに交付された年金手帳は、現在所持する1冊のみであると回答している。

さらに、申立期間は4年以上に及び、これほどの長期間にわたり、申立人の納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い上、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月及び54年5月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年11月
② 昭和54年5月から56年3月まで

私は、昭和56年11月に結婚することになり、その前に、それまで納付していなかった国民年金保険料をすべて納付しようと思っていたころ、区役所又は社会保険事務所(当時)から未納分の保険料を納付するよう通知があったので、区役所で国民年金の加入手続を行い、その後、実家の母と一緒に区役所へ行き、窓口で過去の未納分すべての保険料を現金で一括して納付した。申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚前に国民年金の加入手続を行い、その後、区役所窓口で過去の未納分の国民年金保険料を一括して納付したと申し立てしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後の姓で払い出されており、その前後の任意加入被保険者の資格取得日から昭和56年11月ごろに加入手続が行われたものと推定される。この場合、申立人は、結婚直後に区役所で加入手続を行ったことが推認できるほか、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄を見ると、当初の国民年金被保険者の資格取得日は、結婚前に、申立人が最後に1か月未満の期間だけ勤務した会社の退職日とみられる55年7月19日と記載されている上、申立人の特殊台帳の記録とも一致していることから、この当時、申立期間①及び申立期間②のうち、同年6月以前の期間は、記録からみると国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、同年7月以降の期間の保険料については、加入手続が行われた時点において過年度保険料となるが、基本的に現年度保険料の収納しか取り扱わない区役所窓口で納付する

ことができないものと考えられる。その上、申立人は、申立期間②直後の 56 年 4 月から同年 12 月までの 9 か月分の保険料を、57 年 2 月 3 日に区役所内の銀行窓口で現年度納付したことを示す手書きによる市の領収証書を所持していることなどを踏まえると、申立人が、国民年金に加入後、一括して納付したとする過去の未納分の保険料は、区役所で納付が可能であった当該現年度保険料であるものとみるのが自然である。

また、申立人のオンライン記録によると、申立人に係る第 3 号被保険者の該当処理が行われた平成 6 年 6 月 3 日に、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和 55 年 6 月以前の期間を国民年金被保険者期間として記録が追加されていることが確認できるとともに、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄にも同様の内容で資格得喪記録が追加訂正されていることから、記録が追加された時点において、当該期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳手記号番号払出簿の内容をすべて確認するとともに、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から45年2月までの期間、同年7月から同年9月までの期間、同年12月から46年7月までの期間、同年10月から47年5月までの期間及び54年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月から45年2月まで
② 昭和45年7月から同年9月まで
③ 昭和45年12月から46年7月まで
④ 昭和46年10月から47年5月まで
⑤ 昭和54年4月から同年12月まで

妻は、子供が結婚する昭和56年ごろだったと思うが、区役所の職員から、「今、国民年金保険料を納付しないと年金が受けられない。納付できるのは今だけです。」と言われたことを覚えており、当時生活が苦しかったので、子供たちにそれぞれ給料の1か月分のお金を工面してもらい、身を切る思いで夫婦二人分の保険料をまとめて納付したと言っている。納付金額については、一人15万円から20万円までであったように記憶しているとのことである。

妻が国民年金保険料をまとめて納付したとき、職員に「無理して納付されたが、これで終わりです。」と言われたのに、申立期間①から⑤までが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号については、昭和36年にA市B区において払い出されているほか、同市C区においても55年に別の手帳記号番号が払い出されているところ、当初の手帳記号番号に係る夫婦の特殊台帳のみが残っており、それを見ると、夫婦共に41年12月に不在被保険者となったことが記載され、国民年金制度が発足した36年4月以降、不在被保険者となるまで

の期間のうち、22 か月間が国民年金保険料の納付済期間として記録されているほか、C区で払い出された別の手帳記号番号で納付した第3回目の特例納付を含む納付記録とともに、特例納付時に判明したとみられる申立人に係る厚生年金保険の加入期間に基づき、夫婦に係る国民年金被保険者の資格得喪記録がまとめて転記され、57年3月に進達していることが確認できる。この場合、転居後のC区において、第3回目の特例納付を行った55年時点では、夫婦の国民年金の加入記録が見当たらず、当時50歳を超えていた夫婦に対して、このままでは年金受給権を得られない可能性があるとして特例納付の勧奨が行われ、これにより別の手帳記号番号が払い出されたものと推定されることから、その当時、当初の手帳記号番号で納付した22か月間の保険料納付済期間について認識されていなかったものと考えられる。

これらの状況を踏まえて、当時の特例納付の内容を分析すると、申立人については、昭和36年4月以降の期間において、当時判明していたとみられる申立人に係る厚生年金保険の加入期間の合計月数が108か月であり、申立人が最後に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した53年*月以降60歳まで国民年金保険料を納付することが可能な期間が100か月であることから、大正15年*月生まれである申立人の年金受給資格期間21年(252か月)を確保するためには44か月不足し、申立人の妻については、申立人の厚生年金保険の加入期間である108か月を合算対象期間として、昭和53年*月以降60歳まで119か月であることから、3年*月生まれである妻の年金受給資格期間23年(276か月)を確保するためには49か月不足することとなるが、これらの不足月数は、夫婦の特殊台帳に転記されたそれぞれの特例納付月数と一致しており、妻が区役所の職員から、「今、国民年金保険料を納付しないと年金が受けられない。」と言われたとする申立内容とも符合している。

また、これらの特例納付に係る国民年金保険料額は、申立人が17万6,000円であり、申立人の妻が19万6,000円であることから、妻の記憶する納付金額とおおむね一致しているところ、当時において特例納付対象期間となる夫婦それぞれの申立期間①から④までに相当する月数の保険料を、上記の特例納付と一緒に特例納付した場合の納付金額を試算すると、それぞれ32万8,000円となり、妻の記憶と大きく異なることなどを踏まえると、当該期間について、保険料を特例納付していたとみるのは不自然である。

さらに、申立期間⑤について、申立人夫婦の特殊台帳を見ると、夫婦共に、昭和57年3月に、その時点で時効にかからず納付が可能であった申立期間⑤直後の55年1月から同年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立期間⑤の保険料は、制度上、時効により納付することができなかったものと考えられるとともに、夫婦の保険料については、妻と一緒に納付してきたと陳述しているところ、申立期間⑤は妻も未納となっている。

加えて、前述の2つの国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の妻が申立期間①から⑤までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から45年2月までの期間、同年7月から同年9月までの期間、同年12月から46年7月までの期間、同年10月から47年5月までの期間及び54年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から45年2月まで
② 昭和45年7月から同年9月まで
③ 昭和45年12月から46年7月まで
④ 昭和46年10月から47年5月まで
⑤ 昭和54年4月から同年12月まで

私は、子供が結婚する昭和56年ごろだったと思うが、区役所の職員から、「今、国民年金保険料を納付しないと年金が受けられない。納付できるのは今だけです。」と言われたことを覚えており、当時生活が苦しかったので、子供たちにそれぞれ給料の1か月分のお金を工面してもらい、身を切る思いで夫婦二人分の保険料をまとめて納付した。納付金額については、一人15万円から20万円までであったように記憶している。

私が保険料をまとめて納付したとき、職員に「無理して納付されたが、これで終わりです。」と言われたのに、申立期間①から⑤までが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号については、昭和36年にA市B区において払い出されているほか、同市C区においても55年に別の手帳記号番号が払い出されているところ、当初の手帳記号番号に係る夫婦の特殊台帳のみが残っており、それを見ると、夫婦共に41年12月に不在被保険者となったことが記載され、国民年金制度が発足した36年4月以降、不在被保険者となるまでの期間のうち、22か月間が国民年金保険料の納付済期間として記録されている。

るほか、C区で払い出された別の手帳記号番号で納付した第3回目の特例納付を含む納付記録とともに、特例納付時に判明したとみられる申立人の夫に係る厚生年金保険の加入期間に基づき、夫婦に係る国民年金被保険者の資格得喪記録がまとめて転記され、57年3月に進達していることが確認できる。この場合、転居後のC区において、第3回目の特例納付を行った55年時点では、夫婦の国民年金の加入記録が見当たらず、当時50歳を超えていた夫婦に対して、このままでは年金受給権を得られない可能性があるとして特例納付の勧奨が行われ、これにより別の手帳記号番号が払い出されたものと推定されることから、その当時、当初の手帳記号番号で納付した22か月間の保険料納付済期間について認識されていなかったものと考えられる。

これらの状況を踏まえて、当時の特例納付の内容を分析すると、申立人の夫については、昭和36年4月以降の期間において、当時判明していたとみられる夫に係る厚生年金保険の加入期間の合計月数が108か月であり、夫が最後に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した53年*月以降60歳まで国民年金保険料を納付することが可能な期間が100か月であることから、大正15年*月生まれである夫の年金受給資格期間21年(252か月)を確保するためには44か月不足し、申立人については、夫の厚生年金保険の加入期間である108か月を合算対象期間として、昭和53年*月以降60歳まで119か月であることから、3年*月生まれである申立人の年金受給資格期間23年(276か月)を確保するためには49か月不足することとなるが、これらの不足月数は、夫婦の特殊台帳に転記されたそれぞれの特例納付月数と一致しており、申立人が区役所の職員から、「今、国民年金保険料を納付しないと年金が受けられない。」と言われたとする申立内容とも符合している。

また、これらの特例納付に係る国民年金保険料額は、申立人の夫が17万6,000円であり、申立人が19万6,000円であることから、申立人の記憶する納付金額とおおむね一致しているところ、当時において特例納付対象期間となる夫婦それぞれの申立期間①から④までに相当する月数の保険料を、上記の特例納付と一緒に特例納付した場合の納付金額を試算すると、それぞれ32万8,000円となり、申立人の記憶と大きく異なることなどを踏まえると、当該期間について、保険料を特例納付していたとみるのは不自然である。

さらに、申立期間⑤について、申立人夫婦の特殊台帳を見ると、夫婦共に、昭和57年3月に、その時点で時効にかからず納付が可能であった申立期間⑤直後の55年1月から同年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立期間⑤の保険料は、制度上、時効により納付することができなかったものと考えられるとともに、夫婦の保険料については、申立人が一緒に納付してきたと陳述しているところ、申立期間⑤は夫も未納となっている。

加えて、前述の2つの国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号の払出し

の可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間①から⑤までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月から8年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月から8年8月まで

国民年金の加入については、会社を退職後は当然加入するものと思っていたので、時期についてははっきりとは覚えていないが、会社を退職後、1年ほどたった平成8年9月ごろ、自分自身でA市B区役所に出向き加入手続を行い、同時に13か月間の申請免除の手続も行ったはずである。

免除申請手続については、その時と平成21年11月の2回だけで、それ以外は行っていない。

申立期間の国民年金保険料については、加入手続の際に、平成8年9月からの保険料の納付を開始する際、区役所の女性職員から、過去の1年間分の未納保険料をまとめて納付できることを聞いたが、失業中でもあり手持ちの金も無く、また、将来受け取る年金額もさほど変わらなかったため免除申請することに決めて手続を行ったはずである。

申立期間の国民年金保険料が免除とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年9月ごろに国民年金の加入手続をした際に、申立期間の国民年金保険料について、さかのぼって免除申請したとしているものの、制度上、加入手続以前の期間までさかのぼって免除申請することはできず、陳述は不自然である。

また、申立人は、平成8年9月ごろに国民年金の加入手続をしたとしている一方、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から同年5月ごろに払い出されたものと考えられ、申立人の記憶及び時期が若干相違している。

しかし、申立人が、仮に平成8年5月ごろに免除申請をした場合でも、制度上、免除が認められるのは申請月の前月分からであり、申立期間について一括

して免除を受けることはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を免除することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の免除手続等に関しての明確な陳述は無く、申立期間の保険料免除をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から62年3月まで

はっきりとは覚えていないが、昭和59年4月ごろ、会社を退職したので、A市役所又はB市C区役所のどちらかで国民年金の加入手続を行ったように思う。

申立期間の国民年金保険料については、その都度、手近にあった金融機関で、納付書に現金を添えて、毎月納付していた。

昭和62年に、D市の職員に記録を調べてもらったが、3か月分の国民年金保険料を納付すれば、未納は無くなると言われたので、保険料の未納は無いと思っていた。

申立期間が未納と記録されているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、D市において、昭和62年8月1日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、59年4月から60年6月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができず、また、同年7月から62年3月までの保険料は、過年度納付することは可能であるものの、申立人は毎月納付していたと主張しており、過年度納付したことをうかがわせる事情は認められなかった。

また、申立人は、国民年金の加入手続について、A市役所又はB市C区役所で行ったと申し立てているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおりD市で払い出されていることから、申立内容と符合しない上、申立期間当時の国民年金保険料の収納単位は3か月ごとであり、毎月納付していたとする申立内容とも符合しない。

さらに、申立人は年金手帳を2冊所持しており、当該手帳以外には手帳の交付を受けたことはないとしている。

そこで、当該国民年金手帳を見たところ、1冊については、厚生年金保険に係る記録のみで、国民年金の記録は無く、また、もう1冊については、国民年金の記録はあるものの、住所欄には、昭和62年6月に転居したD市以降の履歴が記載されているのみであり、申立人主張のB市C区及びA市での国民年金の加入手続等をうかがわせる事跡は認められない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月 21 日から 57 年 1 月 5 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和 55 年 2 月からB職として勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時もA社でB職として勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、平成 14 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主の連絡先は不明であるため、同社及び事業主から申立人の申立期間における保険料控除の状況等を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員及び申立人が記憶する同僚に照会し7人から回答を得たところ、そのうち5人は、自身が記憶する入社日の2か月後から7か月後に資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間に被保険者記録が確認できる元従業員 11 人について雇用保険の加入記録を見ると、全員が厚生年金保険の加入記録と符合しており、申立期間当時、A社では、厚生年金保険の資格取得手続は雇用保険の手続と同時に行っていたものと考えられるところ、申立人の雇用保険の加入記録を見ると、申立期間に加入記録は無く、厚生年金保険の加入記録と符合している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 9 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、同社B支店に勤務した期間の標準報酬月額が、実際の給与額より低く記録されていることが分かった。給与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

これに基づき、申立人から提出された給与明細書を見ると、記載された報酬月額に基づく申立期間の標準報酬月額は、昭和 60 年 10 月から同年 12 月までは 47 万円、61 年 1 月から同年 3 月までは 44 万円、同年 4 月から同年 8 月までは 47 万円であるが、一方、記載された保険料控除額に基づく標準報酬月額は 44 万円であり、オンライン記録と一致する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 11 月 1 日から 4 年 4 月 1 日まで
ねんきん特別便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。前職を退職し、1 か月ほど就職活動をした後、平成 3 年 11 月に同社に就職したのに、同社での厚生年金保険加入は 4 年 4 月からと記録されており、納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が、申立期間当てもA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、事業主は、「申立期間当時は、従業員の出入りが頻繁であったため、全員に3か月から6か月の試用期間を設けており、採用してもすぐには厚生年金保険に加入させていなかった。また、試用期間中は、厚生年金保険料を控除していない。」と陳述している。

また、申立人が同僚として記憶している者及び申立期間にA社で被保険者記録の有る複数の元従業員も、「A社には試用期間があり、その期間は保険料を控除されなかった。」と陳述しており、そのうちの一人は、「私の場合、3か月目の給料から保険料を控除するという説明を受けた記憶がある。」と陳述している。

さらに、申立人の雇用保険の記録は厚生年金保険の記録と一致しているところ、申立期間に被保険者記録の有る複数の元従業員の雇用保険の記録も、厚生年金保険の記録と一致しており、A社が厚生年金保険及び雇用保険の得喪手続を同時に行っていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 10 月 17 日から同年 11 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に在籍した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。
平成 14 年 10 月 17 日から 17 年 12 月 31 日までA社から派遣社員としてB社に派遣され勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の出勤簿及び就業条件明示書から、申立人は、申立期間も派遣社員として同社に在籍していたことが確認できる。

しかし、申立人提出の給与明細書を見ると、申立期間の厚生年金保険料は控除されておらず、A社提出の賃金台帳でも申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社は、「申立人の当社での厚生年金保険被保険者資格の取得日は平成 14 年 11 月 1 日であり、申立期間である同年 10 月の厚生年金保険料は控除していない。」と回答しているところ、同社提出の被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を見ると、同社が、申立人の資格取得日を平成 14 年 11 月 1 日と届け出ていることが確認できる。

さらに、申立人の雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 10 日から 41 年 1 月 25 日

社会保険事務所（当時）の記録によると、A社及びB社の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みとなっている。

当時、店を購入できるほどの蓄えがあったので、脱退手当金を受け取るはずがない。脱退手当金を請求したこと及び受給した覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における脱退手当金を受給していないと申し立てているが、オンライン記録によると、申立人に係る脱退手当金は、B社における厚生年金保険資格の喪失日から約5か月後の昭和41年6月17日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、脱退手当金の制度を知らなかった。」旨を陳述している一方、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和39年1月から43年12月までの間に資格を喪失し、受給要件を満たしている女性の同僚から、「私が退職する際、会社の事務担当者から脱退手当金の説明があった。」旨の陳述が得られたことから、申立人は、当時、同社の事務担当者から脱退手当金制度について説明を受け、脱退手当金を受給した可能性を否定できない。

さらに、申立人の申立期間後における厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間とは別の記号番号となっていることが確認でき、申立人が脱退手当金を受給したことにより、当該記号番号が異なっていることも考えられる。

加えて、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、事務処理上も不自然な点は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から同年10月1日まで

私は、昭和27年11月1日にA社に入社し、63年2月15日に同社を退職するまで同一グループ企業内で継続して勤務していた。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間が厚生年金保険に未加入とされている。申立期間は、B社C支店に勤務し、申立期間前と同様に給与は同社本社から受け取っていたので、厚生年金保険にも加入していたはずである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も継続してB社C支店に勤務していたと申し立てているところ、同社の元事業主及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間を含め同社C支店に勤務していたことが推認される。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、当時、同社本社以外に勤務していた申立人を含む5名全員（B社C支店3名及び同社D支店2名）が、昭和33年4月1日に被保険者資格を一旦喪失していることが確認できる。

また、当該5名のうち、B社C支店から同社本社に異動した1名は昭和33年9月13日に、申立人を含む4名は同年10月1日にそれぞれ被保険者資格を再取得していることが確認できる。

これらのことから、B社では、申立期間当時、同社本社以外の事業所に勤務していた申立人を含む上記の5名の者については、何らかの事情により被保険者資格を一旦喪失させた後、再取得させる手続を行ったものと考えられる。

また、B社の元事業主は、「社会保険事務はB社本社で行っていたが、私自身は関与していなかったため、申立期間に係る厚生年金保険の取扱い及び保険料控除は不明である。」旨陳述している。

さらに、申立期間当時のB社の社会保険事務担当者は、既に死亡しているため、当時の事情を明らかとすることができず、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除等について確認できない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 1 日から 11 年 5 月 1 日までの期間のうち、約 1 年間

私は、A社に勤務し、同社B部門に所属していたが、給与の支払いが遅れがちであり、倒産するように思ったので、1年間ほど勤務した後に退職した。

A社に勤務していた時、オレンジ色の年金手帳を提出した記憶があるのに、同社における厚生年金保険の加入記録が無く納得がいかないため、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた際の名刺を所持していること及び同社の元事業主の陳述から判断すると、勤務時期及び期間は特定できないものの、申立人は、同社で勤務していたことが推認される。

しかしながら、申立人が氏名を挙げた3人の同僚のうちの2人については、A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、同社では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、A社の元事業主は、「申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除については、当時の資料が無く不明である。なお、従業員の入退社が激しかったので、入社後一定期間は厚生年金保険に加入させていなかった。採用後一定期間経過した従業員で本採用となった者のみを入社時にさかのぼって加入させていたと思う。また、加入させていなかった従業員の給与からは厚生年金保険料を控除していなかった。」旨陳述している。

さらに、申立期間当時、A社が社会保険事務を委託していたC社は、「当

時の資料は保存されていないため、申立人の厚生年金保険への加入状況及び保険料控除については不明。」と回答している。

加えて、申立人がA社における同僚として氏名を挙げた3人のうちの1人は、申立人を記憶していないと陳述しているほか、オンライン記録において、同社での被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情照会を行ったものの、回答が得られた7人全員が申立人を記憶していないことから、これらの者に申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

また、オンライン記録において、A社における申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点もうかがえないほか、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 4 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 5 月から同年 10 月まで、A 社(現在は、B 社) C 支店に在籍し、D 職として勤務していた。

ねんきん特別便を確認したところ、A 社における厚生年金保険の加入記録が無かったが、当時、同社の寮に住み込み、ほぼ毎日勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、A 社 C 支店に在籍し、D 職として勤務していたことが推認される。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を取得している同僚に事情照会したところ、回答のあった 21 人のうち、ほぼすべての者が、「自身の入社時期と厚生年金保険の資格取得日は一致していない。」としており、また、複数の同僚は、「当時、D 職については、業務を覚えるまでは、一定の臨時雇用期間があり、本雇いになってから厚生年金保険に加入していた。本雇いになる際には、身元保証人の保証書等の書類を提出し、A 社が受理した後、本雇いとなった。」と陳述しているところ、申立人は、「これらの書類を会社に提出したことは無かった。」旨の陳述をしている。

これらのことから、当時、A 社では、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、B 社は、「当時の人事記録及び社会保険への加入状況を確認できる資料等は引き継いでいないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明。」と回答している。

さらに、回答の得られた上記の同僚からは、「厚生年金保険に加入していない期間の給与からは、保険料を控除されていなかった。」との回答が得られた。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できなかったほか、上記被保険者名簿において申立期間中の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 5 月 1 日から平成 8 年 3 月 1 日まで
② 平成 11 年 2 月 1 日から 15 年 6 月 12 日まで

私は、A社において、B業務に従事していた。

しかし、申立期間①及び②における社会保険事務所（当時）の標準報酬月額の記録は、当時の給与支給額よりも低くされているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が、A社における給与支給額とは異なっていると申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、申立人提出の給与明細書等及びA社提出の平成6年分及び7年分の「退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により確認できる報酬月額は、申立期間においてオンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額(昭和56年5月を除く)は、いずれの月もオンライン記録の標準報酬月額と一致又はオンライン記録の標準報酬月額を下回っている。

なお、申立期間①のうち、昭和56年6月、57年1月及び61年5月については、申立人から給与明細書等の提出が無いため、当該月の保険料控除額を確認することはできないものの、申立人は、当該月の前後の月において、業

務内容、勤務形態等には何ら変化は無く、給与支給額に大幅な変化は無いと陳述していること等を踏まえて総合的に判断すると、これら給与明細書等の提出が無い月についても、前後の月と同水準の給与が支給され、同額の保険料額が控除されていたものと推定される。

また、A社において申立期間中に厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の同僚に対し、標準報酬月額届出状況及び保険料控除等について事情照会したものの、事実と反して標準報酬月額が低く届け出られていると回答した者は無い上、オンライン記録において、当該複数の同僚の標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正された形跡も認められない。

さらに、A社は、「申立人の申立期間における保険料控除及び標準報酬月額届出状況については不明。」と回答しており、このほか、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、A社は、申立期間②当時の保険料控除方法は当月控除方式であると陳述しているところ、申立人提出の平成11年2月から15年5月分の給与明細書等及びA社提出の11年から14年に係る「退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により確認できる報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれの月もオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、A社において申立期間中に厚生年金保険加入記録が確認できる複数の同僚に対し、標準報酬月額届出状況及び保険料控除等について事情照会したところ、事実と反して標準報酬月額が低く届け出られていたと回答した者は無い上、オンライン記録において、当該複数の同僚の標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正された形跡も認められないほか、当該複数の同僚のうちの一人が提出した平成13年1月分の給与支払明細書をみると、給与支給額及び保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社は、「申立人の申立期間における保険料控除及び標準報酬月額届出状況については不明。」と回答しており、このほか、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年から 51 年ごろまで
② 昭和 54 年 9 月初旬から 55 年 9 月下旬まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間①はA社で、申立期間②はB社C支店でそれぞれ勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の現在の事業主の陳述から、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時、同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 59 年 7 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、事業主は、「A社が厚生年金保険の適用事業所となる前に、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と陳述している。

さらに、元事業主の妻は、「申立期間当時は国民年金に加入し、町内で国民年金保険料を集金していたので納付していた。」としているところ、オンライン記録により、同人のほか、元事業主及び同僚二人（うち一人は経理担当者）が申立期間当時に国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②については、元同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時、B社C支店で勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は昭和 57 年 1 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿の記録でも、平成元年 12 月 3 日に解散している上、当時の事業主の所在も不明であるため、同社における申立人の勤務実態及び

保険料控除等の状況について確認することができない。

また、B社において、申立期間に被保険者記録が有り連絡先の判明した同僚14人に照会し、回答の有った5人のうち4人は、自身が記憶している入社日の2か月後から2年2か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。さらに、当該4人のうち申立人が上司であったとする者は、入社してから厚生年金保険の資格取得時まで（2年2か月間）、国民健康保険に加入していたと陳述している上、オンライン記録により、当該期間のうち9か月間について国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

加えて、当該元上司は、「B社には、正社員以外の雇用形態は無かったものの、人の出入りが激しい職場で、年間100人ぐらゐの入退社があった。同社の元従業員は全国で累計1,000人以上はいたのではないか。」と陳述しているところ、オンライン記録において確認できる同社の本社及び支店の被保険者総数は87人である上、元従業員から正社員として名前の挙がった6人の被保険者記録は無く、オンライン記録の健康保険整理番号にも欠番が無い。

これらのことから、申立期間当時、B社では、入社後の一定期間は従業員を厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月 1 日から 60 年 3 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。
申立期間もA社で勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の従業員登録カードの記録及びA社の元従業員の陳述から判断すると、時期は特定できないものの、申立人は、申立期間のうちの相当期間、同事業所で勤務していたことが推認できる。

一方、前述の従業員登録カードによると、申立人は、昭和 57 年 6 月に登録ランク「B」で従業員登録され、平成元年 10 月にランク「B」から「A」に変更されている。これについて、B社は、「目安として、ランク「A」はD職、「B」はE職、「C」はF職に区分される。各事業所が届け出る従業員登録ランクに基づき、当社で傷害保険、生命保険等の手続をするが、厚生年金保険の加入手続は各事業所で行っており、当社では関与していない。」と陳述している。

また、A社の申立期間当時の事業主等は、「F職（ランク「C」）は厚生年金保険に加入させていなかったが、D職（ランク「A」）とE職（ランク「B」）は原則として厚生年金保険に加入させることにしていた。ただし、当時は従業員の出入りが激しかったので、様子見の期間には加入させず、その期間が経過した後も従業員の希望を聞いた上で加入させていた。」と陳述しているところ、昭和 55 年から同社で勤務していたとする元従業員は、「A社では希望者のみ厚生年金保険に加入していた。」と陳述しており、同人自

身も 59 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記の元事業主は、「申立人は昭和 57 年 6 月に従業員登録をしてもすぐには厚生年金保険には加入しなかった。」としている上、厚生年金保険に加入していない期間について、「別の事業所の担当者に連絡して厚生年金保険の加入手続をしてもらい、事業所控が届いた後に給与からの保険料控除を始めていたので、未加入期間に保険料を控除することは絶対に無い。」と陳述している。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 8129 (事案 3139 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 5 日から 35 年 10 月 20 日まで
② 昭和 36 年 7 月 1 日から 37 年 10 月 1 日まで

平成 6 年ごろに厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

また、平成 9 年に老齢厚生年金を裁定された際に、脱退手当金を受けたとされる厚生年金保険被保険者期間について、A 社会保険審査官に審査請求をしたが棄却された。

前回の年金記録確認第三者委員会での審議において、結論を出す前に B 社会保険事務所(当時)の元職員の証言をとっていただきたい旨の説明をしたが、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、記録訂正は認められなかった。今回、同人との会話の録音記録を提出するので、調査の上、脱退手当金支給記録を取り消して厚生年金を支給していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 6 か月後の昭和 38 年 3 月 11 日に支給決定されているところ、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さがうかがえない上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号についても、申立期間である 2 回の被保険者期間は同一記号番号で管理されているが、申立期間後の被保険者期間については、別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっていると考えるのが自然である等として、既に

当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 6 日付けで年金記録の訂正が必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、平成 6 年ごろに B 社会保険事務所の元職員が自宅に訪問した際に、「脱退手当金支給済みの記録が訂正される。」旨の話があったことを再申立ての理由としているが、当該元職員に聴取したところ、前述の発言の主旨及び訂正されるとする根拠等についての陳述は得られなかった。

また、申立人と前述の元職員との会話記録における元職員の陳述内容には、年金記録を回復できる明確な根拠が無いことから、申立人の主張は当該根拠に基づく事実の主張とはならない。

このほか、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、委員会の当初決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情がないかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されていること、支給額に計算上の誤りが無いことなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で、当初の主張及び資料並びに今回の主張及び資料を合わせて検討しても、前述のとおり、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 25 日から 41 年 4 月 1 日まで
日本年金機構職員による訪問調査（平成 22 年 2 月 * 日実施）により、A 社に勤務していた昭和 38 年 11 月 25 日から 41 年 4 月 1 日までの期間については、脱退手当金が支給済みである旨の説明を受けた。
脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 41 年 6 月 2 日に支給決定されていることが確認できる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後計 22 ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期（おおむね 3 年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した 21 名について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め 10 名に支給記録が確認でき、うち 9 名が資格喪失日から 5 か月以内に支給決定がなされている上、支給決定日が同一となっている者がみられることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 3 日から 44 年 7 月 23 日まで

A社B支店は、母の死去による帰郷のために退職したが、その際、同社から脱退手当金は受給していないし、それに係る委任状も提出していない。

社会保険事務所（当時）で、脱退手当金の支給を意味する捺印記録のある被保険者名簿を見せられたが納得がいかず、A社に問い合わせたところ、「厚生年金保険の脱退手続は、退職後の本人の意思なので、会社は把握できないし、それに係わる記録等も存在しない。」という回答であった。

社会保険事務所によると、事業主が本人の委任状を取って代理で手続をする場合もあるということだが、私の場合は、会社に意思を伝えてから数日のうちに退職したのでそのような時間も無かったと思う。脱退手当金は受け取っていないと確信しているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険資格の喪失日から約8か月後の昭和45年3月27日に支給決定されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱手 45.3.3」と記録されており、申立期間の脱退手当金が昭和45年3月27日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて同名簿への記録が行われたと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申

立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月1日から2年6月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社が厚生年金保険の適用事業所となった日以前の昭和 62 年 11 月末から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA社発行の複数の辞令及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、「昭和 62 年 11 月の入社時には 50 人ぐらいいた従業員が、その後も増加していった。」と陳述しているところ、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった平成元年5月1日時点における厚生年金保険被保険者資格の取得者は7人のみであることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人が記憶している同僚5人及び申立人の保管する昭和 63 年 11 月*日付け新聞にA社の社員又は常務として記載のある二人は、同社において被保険者資格の取得記録が見当たらない上、申立人が申立期間当時に経理担当者及び同社B支店長であったとする二人は、申立期間において厚生年金保険被保険者資格の取得記録を確認することができず、両人は申立期間の2か月後及び6年後に被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社は、必ずしも社員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、平成 10 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなく

なっている上、元事業主は既に死亡しており、ほかの役員からも申立人が申立期間に勤務していたこと以外の陳述を得ることができないため、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人は健康保険の加入について、「全額負担の医療費を支払った記憶はなく、入社時に試用期間があると言われたため、国民健康保険の加入手続きを行い、申立期間中も国民健康保険に加入していたと思う。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。しかし同社には、B職として設立準備中の昭和 60 年春ごろから勤務した。元同僚は厚生年金保険の適用日である同年 10 月 1 日に加入しているが、私は6か月後に加入しているのはおかしいと思う。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 60 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得している3人の元同僚のうち、2人が「申立人を含む4人が、昭和 60 年春ごろから設立準備のためにA社に勤務した。」と陳述していること、及び別の1人が「私がA社に勤務し始めた時より前に、申立人は同社に勤務していた。」と陳述していることから判断すると、申立人は、申立期間にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、上述の被保険者名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 60 年 10 月 1 日において被保険者資格を取得した者は5人（上述の3人を含む）であるところ、上述の元同僚2人が設立準備のため同年春ごろから同社に勤務したとする4人のうち、申立人を含む2人は、同日に被保険者資格を取得しておらず、61 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。また、オンライン記録により、平成 3 年 6 月 20 日に同社において被保険者資格を取得している申立人と同職種の同僚は、「私は、平成 3 年 4 月 1 日からA社に勤務したが、厚生年金保険の加入は同年 6 月 20 日

からとなっている。」と陳述している。

さらに、雇用保険の被保険者記録では、申立人は、昭和 61 年 4 月 1 日に A 社において資格を取得しており、この記録は厚生年金保険の記録と一致しているところ、申立人と同日の同年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員二人の雇用保険の被保険者資格の取得日も、厚生年金保険の被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる。

加えて、オンライン記録により A 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している 23 人（申立人を除く）のうち、所在が判明した 12 人に照会したところ、8 人から回答があったが、いずれの者からも申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる陳述を得ることができなかった。

また、A 社の元事業主は、申立期間当時の資料は無く、申立人に係る厚生年金保険料の控除については不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月 17 日から同年 10 月 17 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、前職を辞めてすぐに就職し、申立期間も勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録がある元従業員 17 人（申立人が記憶していた同僚 3 人を含む）を抽出し、所在の判明した 14 人に対し、申立人の同社における申立期間の勤務実態について照会したところ、8 人から回答があり、そのうちの 4 人が申立人を記憶していたが、いずれの同僚も「申立人が申立期間に勤務していたか否かまでは分からない。」と陳述していることから、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、A社の事業主は、「申立期間当時の資料は保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等は確認できないが、当社は、当時、3 か月間の試用期間を設けており、その期間は厚生年金保険に加入させていなかった。申立人の加入記録が無いのは、試用期間中であったからだと思う。」と陳述している。

さらに、同僚二人は、「A社は、2 か月から 3 か月の試用期間があり、その期間は厚生年金保険には加入していなかった。」と陳述しており、また、

別の同僚1人は、「A社では、採用後勤務が続くか否かの様子を見てから、厚生年金保険に加入させていた。」陳述しているところ、上述の同僚3人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は、それぞれが記憶する入社時期と3か月から2年ほど相違していることが確認できることから同社では、事業主の陳述どおり、採用後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 44 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。

申立期間①は、A社のB支店でD職として勤務していた。

申立期間②は、C社で昭和 43 年 12 月 2 日から 44 年 8 月 31 日まで勤務していた。

申立期間①及び②について、勤務していたことは間違いないので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が、申立期間当時のA社B支店の支店長及び同僚として名前を挙げた者の被保険者記録が同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できることから、申立人が同社に係る業務に従事していたことが推認される。

しかし、申立人が名前を挙げた上記支店長及び同僚から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（A社B支店は厚生年金保険適用事業所ではなく、同社は、同支店勤務職員については、同社D本社で加入させていた。）から、申立期間に記録の有る20人を抽出の上、所在の判明した16人に照会し、回答の得られた7人は同社B支店勤務であったとしているものの、申立人に係る記憶の有る者はいなかった。

また、A社(D本社)は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料

控除について確認することはできない。

さらに、A社が加入するE厚生年金基金において、申立人に係る加入記録は確認できない上、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無かった。

申立期間②について、申立人は、昭和43年12月2日にC社に入社し、44年8月末まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の資格喪失日が同年8月31日(月末喪失)とされていることから同年8月の加入記録が無いことに納得できないとして申し立てている。

しかし、事業主は、申立人に係る記憶が無く、当時の資料も無いため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除は確認できないとしている。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同日に資格を喪失している同僚が申立人以外に男女一人ずつ確認できるところ、申立人は、「当該女性同僚は私と同期入社であるが、退職は私より早かった。」としていることから、同社は一定期間に退職した者をまとめて資格を喪失させていたことがうかがえる。

さらに、雇用保険の記録を見ると、申立人に係る記録は確認できなかったものの、確認できた上記男性同僚の離職日は昭和44年8月30日となっており、厚生年金保険の記録と符合する。

加えて、申立人と同日に資格を喪失している上記同僚二人に照会を行ったところ、女性同僚からは回答を得られず、男性同僚からは回答を得たものの、「申立人に係る記憶は無く、自身の退職日及び保険料控除に係る記憶も無い。」としていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月1日から平成2年12月4日まで

「ねんきん定期便」を見たところ、A社に勤務していた昭和56年7月1日の標準報酬月額の記録が24万円から18万円に減額されていることが分かった。同社勤務期間中は、一度も給与が減額されたことはないので納得できない。

また、申立期間においては、社会保険事務所（当時）の記録より高い30万円から31万5,000円の給与をもらっていたので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年7月1日付けで標準報酬月額が24万円から18万円に減額となっているが、A社へ入社してからは一度も給与が減額となったことはない旨を申し立てている。

しかしながら、事業主は、「時期は覚えていないが、会社の業績が悪くなり従業員全員の給与を下げたことがあった。申立期間当時の資料は保存していないことから、申立人の給与支給額及び標準報酬月額の算出方法等は覚えていないものの、保険料控除については、届出した標準報酬月額に基づく保険料しか控除しておらず、それ以上の控除はしていない。」としているところ、同僚からも、「はっきりした時期は覚えていないが、会社の業績が悪くなり事業が縮小となったことがあった。その時に給与が減額になったことを覚えている。」旨の陳述があり、これら双方の陳述内容は符合している。

そこで、A社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和55年9月以前に資格を取得し、56年7月以降も記録が継続している同僚13人すべての標準報酬月額の推移を検証したところ、これら全員が申立人と

同じ同年7月1日付けで標準報酬月額が下がっていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間においては、オンラインに記録されている標準報酬月額より高い給与（30万円から31万5,000円）であったとしているところ、A社離職後の雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額（8,796円）から算出した報酬月額は、申立人の厚生年金保険の資格喪失当時の標準報酬月額と一致している。

さらに、申立人は、申立期間に係る給与明細書等を所持しておらず、同僚からも当時の給与明細書等の提示は無く、具体的な陳述も得られなかったことから、申立人の申立期間における給与支給額及び保険料控除額について確認することができなかった。

加えて、オンライン記録では、標準報酬月額がさかのぼって訂正された等の事情は確認できず、記録に不自然な点も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 3 月中旬から 53 年 3 月 31 日まで
② 昭和 53 年 4 月 1 日から同年 9 月中旬まで
③ 昭和 60 年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
④ 昭和 61 年 4 月 1 日から 62 年 12 月 31 日まで

私は、申立期間①について、A社において、B業務に従事していた。申立期間②について、C社において、B業務に従事していた。申立期間③について、D社において、E業務に従事していた。申立期間④について、F社において、E業務に従事していた。

申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険に加入していたと思うので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てているところ、申立人が名前を挙げた同社の専務及び同僚二人について、同社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿において加入記録が確認できることから、勤務期間及び雇用上の身分（正社員、アルバイト等）までは特定できないものの、申立人が同社に係る業務に従事していたことが推認できる。

しかし、A社は、「申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等を保管していないため、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。」旨回答している。

また、A社は、「申立期間当時は、G業務従事者は正社員として採用の上、厚生年金保険に加入させていたが、B業務従事者については、責任者以上を加入させ、それ以外はアルバイト扱いで、厚生年金保険には加入させず、保険料も控除していなかった。申立期間当時は、正社員よりも多くのアルバイ

トを雇用していた。」と回答しているところ、同僚の一人からも、「A社では、人の出入りの激しいB業務等には、責任者以外はアルバイトを充てていた。」旨の符合する陳述が得られた。

一方、上記被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録の有る同僚 45 人を抽出し、所在の判明した 13 人に照会し、6 人から回答を得たものの、申立人に係る記憶の有る者はいなかった。

また、回答の得られた複数の同僚は、「B業務等のアルバイトは厚生年金保険には未加入で、保険料控除もされていなかった。A社には 50 人以上の従業員がいたが、正社員は十数人でそれよりも多くのアルバイトがいた。」と陳述しているところ、当該陳述は、上記被保険者名簿において、被保険者数が 12 人から 16 人であることとも符合している。

さらに、上記被保険者名簿において申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に遡及訂正等そきゅうの不自然な点もうかがえない。

申立期間②について、申立人は、C社に勤務していたと申し立てしているところ、申立人は、同社の専務、所在地及び業務内容等を詳細に記憶していることから、勤務期間及び雇用上の身分（正社員、アルバイト等）までは特定できないものの、申立人が同社に係る業務に従事していたことが推認できる。

しかし、C社は、「申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等を保管していないため、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。」旨回答している。

また、C社は、「申立期間当時は、正社員よりも多くのアルバイトを雇用していた。G業務従事者は正社員として雇用し厚生年金保険に加入させていたが、B業務等の従事者は、出入りが激しかったので、まずアルバイトとして採用し、4 か月から 5 か月間の試用期間を設けていた。その試用期間中は厚生年金保険には加入させず、保険料も控除していなかった。」と回答している。

さらに、申立人は、同僚として 4 人の名前を挙げているものの、年金事務所の記録において、3 人の記録は確認できたものの所在が不明であり、残る 1 人の記録は確認できなかったことから、これらの者から当時の勤務実態及び保険料控除の状況について確認することはできなかった。

そこで、C社に係るオンライン記録から、申立期間に被保険者記録の有る同僚 47 人を抽出し、所在の判明した 13 人に照会し、7 人から回答を得たものの、申立人に係る記憶の有る者はいなかった。

また、回答の得られた同僚は、「B業務等の従事者については、アルバイト扱いの試用期間中は厚生年金保険には未加入で、保険料も控除されていなかった。自身の場合は、半年間の試用期間を経て厚生年金保険に加入した。」としているところ、当該同僚の資格取得日を見ると、本人の陳述する入社日の半年後となっており陳述内容と符合している。

さらに、オンライン記録において、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に遡及訂正等の不自然な点もうかがえない。

申立期間③について、申立人は、D社に勤務していたと申し立てているところ、申立人が当時の専務として名前を挙げた現在の事業主は、申立人の名前を覚えていることから、勤務時期及び勤務期間は特定できないものの、申立人が、同社で勤務していたことが推認される。

しかし、申立期間当時、D社は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、D社は、「申立期間当時、当社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、保険料控除もしていなかった。」と回答している。

さらに、D社に係るオンライン記録から27人を抽出し、所在の判明した同僚14人に照会し、1人から回答が得られたものの、申立人に係る記憶は無いとし、また、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間において、自身の給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶は無い旨を回答している。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚についても、D社での厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

申立期間④について、申立人は、F社に勤務していたと申し立てているところ、同社の事業主及び複数の同僚が、申立人の名前を覚えていることから、勤務時期及び勤務期間は特定できないものの、申立人が、同社で勤務していたことが推認される。

しかし、F社の事業主は、「当社では、3か月の試用期間終了後に、従業員に社会保険加入の希望を確認し、希望者については加入させたが、希望しない者は加入させず保険料の控除もしなかった。」と陳述している。

また、申立人は同職種の同僚の名前9人を挙げているところ、F社に係るオンライン記録において、このうち2人の被保険者記録は見当たらず、同社においては、必ずしもすべての従業員が厚生年金保険に加入していたわけではないことがうかがわれ、上述の事業主の陳述内容とも符合している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚9人のうち、上述の2人を除く7人については被保険者記録が有り、そのうち5人の所在が判明したことから文書照会を行った結果、回答を得られた2人からは、「厚生年金保険の加入は希望制であった。また、申立人については、期間は特定できないものの勤務していた記憶は有るが、厚生年金保険料控除についてはまでは分からない。」としており、申立人の保険料控除に係る陳述までは得ることができなかった。

そこで、オンライン記録から、申立期間に被保険者記録の有る同僚37人を抽出し、所在の判明した11人に照会し、8人から回答を得られたものの、申立人に係る記憶の有る者はいなかった。

また、オンライン記録において申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に遡及訂正等の不自然な点もうかがえない。

さらに、申立人は、「勤務期間及び厚生年金保険料控除について詳しいことは覚えていない。」と陳述している上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①、②、③及び④において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年2月21日から55年2月13日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和55年2月13日から57年10月13日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月21日から55年2月13日まで
② 昭和55年2月13日から57年10月13日まで

私は、昭和45年4月1日からA社にB職として勤務していたが、46年2月20日付けで同社を解雇された。しかし、59年7月*日付けでC裁判所においてA社と和解が成立し、同日付けで同社を任意退職したが、和解調書にあるとおり、46年2月20日から59年7月30日までの期間は労働者としての地位を回復しており、当該期間の賃金額についても、57年2月*日付けのD裁判所の判決で決定されている。

社会保険事務所（当時）の記録では、昭和46年2月21日から55年2月13日までの期間（申立期間①）に係る標準報酬月額が、前述の判決で決定された賃金額よりも低く記録されているので、当該期間に係る標準報酬月額の記録を同判決で決定された賃金額に見合った額に訂正してほしい。また、同年2月13日から57年10月13日までの期間（申立期間②）が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、昭和57年2月*日付けのD裁判所の判決文から確認できる申立人に支払うべき賃金額として決定された金額に見合う標準報酬月額は、当該申立期間のうち、昭和47年1月から55年1月までの期間において、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかし、申立人は、「昭和 46 年 12 月*日のE労働委員会における救済命令以後、A社に強制執行することにより賃金の支払いを受けたが、当該賃金は訴訟代理人弁護士の銀行口座に組合員全員の賃金が入った入金された後に、それぞれの組合員に配当される方式により支払われていたことから、自身の本来支給されるべき賃金額も全く把握していなかったし、厚生年金保険料が控除されていたかどうかも分からない。」旨陳述している。

また、A社の事業主及び当該申立期間当時の事務担当者は、「厚生年金保険に関する各種届出等の状況及び申立人の厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨陳述している上、申立人の訴訟代理人弁護士は、「申立期間当時の個人別の賃金額等を確認できる資料は残存していないと思う。申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等は分からない。」旨回答していることから、当該申立期間における厚生年金保険料の控除額を確認できない。

さらに、昭和 57 年 2 月*日付けのD裁判所の判決文には、当該申立期間中の厚生年金保険料の控除に関する記述は見当たらない上、59 年 7 月*日付けの申立人とA社との和解調書にも健康保険料の自己負担分に関する取決事項は確認できるものの、当該申立期間中の厚生年金保険料の控除及び納付に関する特段の取決めが行われた事実は確認できない。

加えて、オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の変額及び訂正処理などの不自然な処理が行われた形跡も認められない。

このほか、申立人が、申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人の雇用保険加入記録では、昭和 46 年 2 月 20 日とされていた申立人に係るA社の離職日が 58 年 4 月 19 日付けで取消処理され、同社での申立人の資格取得日は 45 年 4 月 1 日、離職日は 59 年 7 月 30 日となっていることが確認できる。

一方、F社会保険事務所（当時）は、「厚生年金保険被保険者資格喪失届の受理後に遡^{そきゆう}及して当該資格喪失の処理を取り消す場合には、事業主からの届出に基づき処理していた。」旨回答しているところ、本件和解が成立した際に事業主から社会保険事務所に対して、申立人の当該申立期間に係る被保険者資格の喪失の取消しに関する届出が行われたことをうかがわせる資料等は確認できない。

また、申立人は、「当該申立期間当時、F社会保険事務所に対して、厚生年金保険被保険者資格の確認の請求を行った。」としているが、F社会保険事務所に当時の資料は残されていないため、当該事実を確認することはでき

なかった。

さらに、昭和 59 年 7 月 * 日付けの申立人と A 社との和解調書には、健康保険料の自己負担分に関する取決事項は確認できるものの、当該申立期間中の厚生年金保険料の控除及び納付に関する特段の取決めが行われた事実は確認できない。

加えて、申立人は、「当該申立期間を含めて在職期間中における厚生年金保険料の控除の状況等については、全く分からない。」旨陳述している。

また、A 社の事業主及び当該申立期間当時の事務担当者は、「厚生年金保険に関する各種届出等の状況及び申立人の厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨陳述している上、申立人の訴訟代理人弁護士は、「当該申立期間を含めて申立人の厚生年金保険の適用及び保険料の控除に関することは分からない。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年2月21日から55年2月13日までの期間及び57年10月13日から59年7月31日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和55年2月13日から57年10月13日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月21日から55年2月13日まで
② 昭和55年2月13日から57年10月13日まで
③ 昭和57年10月13日から59年7月31日まで

私は、昭和45年3月16日からA社にB職として勤務していたが、賃金差別等の不当な取扱いをされた上、46年2月20日付けで同社を解雇された。

昭和59年7月*日付けでC裁判所においてA社と和解が成立し、同日付けで同社を任意退職したが、和解調書にもあるとおり、上記解雇は撤回されているので、46年2月20日から59年7月30日までの期間について、労働者としての地位を回復しているとともに、賃金についても、ほかの社員との差別なく同様に取扱うと決まったはずである。

社会保険事務所（当時）の記録では、昭和46年2月21日から55年2月13日までの期間（申立期間①）及び57年10月13日から59年7月31日までの期間（申立期間③）の標準報酬月額は、最高等級から数えて4等級目を常時推移していたはずであるにもかかわらず、当該等級よりも低く記録されている上、55年2月13日から57年10月13日までの期間（申立期間②）が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、昭和 57 年 2 月 * 日付けの D 裁判所の判決文から確認できる申立人に支払うべき賃金額として決定された金額に見合う標準報酬月額は、当該申立期間のうち、46 年 3 月から 55 年 1 月までの期間及び 58 年 10 月から 59 年 6 月までの期間において、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかし、申立人と同日付けで A 社を解雇され、当該和解により申立人と共に解雇が撤回された同僚は、「昭和 46 年 12 月 * 日の E 労働委員会における救済命令以後、A 社より賃金の支払いを受けたが、当該賃金は、訴訟代理人弁護士の銀行口座に組合員全員の賃金が入った入金された後に、それぞれの組合員に配当される方式により支払われていたことから、自身の本来支給されるべき賃金額も全く把握していなかったし、厚生年金保険料が控除されていたかどうかも分からない。」旨陳述している。

また、申立人は、「A 社での在籍期間中の標準報酬月額は、当該申立期間を含め、最高等級から数えて 4 等級目を常時推移していたはずである。」旨申し立てているものの、事業主及び当該申立期間当時の事務担当者は、「厚生年金保険に関する各種届出等の状況及び申立人の厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨陳述している上、申立人の訴訟代理人弁護士は、「申立期間当時の個人別の賃金額等を確認できる資料は残存していないと思う。申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等は分からない。」旨回答していることから、当該申立期間における厚生年金保険料の控除額を確認できない。

さらに、昭和 57 年 2 月 * 日付けの D 裁判所の判決文には、当該申立期間中の厚生年金保険料の控除に関する記述は見当たらない上、59 年 7 月 * 日付けの申立人と A 社との和解調書にも健康保険料の自己負担分に関する取決事項は確認できるものの、当該申立期間中の厚生年金保険料の控除及び納付に関する特段の取決めが行われた事実は確認できない。

加えて、オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の減額や訂正処理などの不自然な処理が行われた形跡も認められない。

このほか、申立人が、申立期間①及び③において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び③について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人の雇用保険加入記録では、昭和 46 年 2 月 20 日とされていた申立人に係る A 社の離職日が 58 年 4 月 19 日付けで取消処理

され、同社での申立人の資格取得日は 45 年 3 月 16 日、離職日は 59 年 7 月 30 日となっていることが確認できる。

一方、F 社会保険事務所（当時）は、「厚生年金保険被保険者資格喪失届の受理後に遡^{そきゆう}及して当該資格喪失の処理を取り消す場合には、事業主からの届出に基づき処理していた。」旨回答しているところ、本件和解が成立した際に事業主から社会保険事務所に対して、申立人の当該申立期間に係る被保険者資格の喪失の取消しに関する届出が行われたことをうかがわせる資料等は確認できない。

また、申立人は、「当該申立期間当時、F 社会保険事務所に対して、厚生年金保険被保険者資格の確認の請求を行った。」としているが、F 社会保険事務所に当時の資料は残されていないため、当該事実を確認することはできなかった。

さらに、昭和 59 年 7 月 * 日付けの申立人と A 社との和解調書には、健康保険料の自己負担分に関する取決事項は確認できるものの、当該申立期間中の厚生年金保険料の控除及び納付に関する特段の取決めが行われた事実は確認できない。

加えて、申立人と同日付けで A 社を解雇され、当該和解により申立人と共に解雇が撤回された同僚は、「当該申立期間を含めて在職期間中における厚生年金保険料の控除の状況等については、全く分からない。」旨陳述している。

また、A 社の事業主及び当該申立期間当時の事務担当者は、「厚生年金保険に関する各種届出等の状況及び申立人の厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨陳述している上、申立人の訴訟代理人弁護士は、「当該申立期間を含めて申立人の厚生年金保険の適用及び保険料の控除に関することは分からない。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月 1 日から 63 年 9 月 30 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社が経営する「B事業所」で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 61 年 9 月から 63 年 9 月まで、D業務に従事したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所の元責任者の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務したことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 62 年 5 月 1 日であり、同日以前は適用事業所ではない。

なお、B事業所では、昭和 62 年 5 月 1 日までは、「C事業所」において厚生年金保険の適用が行われていたことから、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、同名簿に申立人の氏名は記載されていない。

また、A社の元事業主は、「申立期間当時、B事業所では、D業務従事者については、職業紹介所を通じて雇い入れる者及び従業員等の紹介で入社する者が多く、これらの者については、厚生年金保険に加入させない場合があった。」と陳述している。

さらに、申立人が記憶するD業務従事者のうち、職長を含む7人は、A社において被保険者としての記録は無く、上記のC事業所に係る被保険者名簿を見ても、当該7人の氏名は記載されていない。

加えて、申立期間当時の総務人事担当者は、「当時、厚生年金保険と雇用

保険は同時に加入手続を行っていた。」と陳述しているところ、申立期間における申立人の雇用保険加入記録は見当たらない。

また、A社の元事業主及び同社の事業を継承するE社は、申立期間当時の資料を保管していないため、同社等から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

さらに、A社が昭和62年7月1日から加入するF厚生年金基金において、申立人の厚生年金基金加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 1 月 1 日から同年 11 月まで
② 昭和 55 年 4 月から 57 年 2 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の加入記録が無いとの回答を受けた。A社には昭和 35 年 1 月から同年 11 月まで勤務し、B社には 55 年 4 月から 57 年 2 月まで勤務したことは間違いないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 35 年 11 月 21 日であり、申立期間のうち同日以前は適用事業所ではない。

また、A社の元事業主の子は、「A社は既に廃業しており、事業主であった父も死亡している。私は、同社の従業員ではなく、申立期間当時の資料も残っていないので、当時の状況は不明である。」と陳述しているため、同社等から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

さらに、申立人が名字のみを記憶する同僚二人は、A社において、被保険者としての記録は見当たらず、所在不明であるため、当該同僚からも、申立人の勤務実態等を確認できない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、複数の同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がB社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、「B社での1日の労働時間は6時間であり、パートタイマーであった。」と陳述しているところ、申立期間当時の経理担当者は、「当時、B社では、パートタイマーを厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していない。」と陳述している。

また、自身がパートタイマーであったとする同僚も、「申立期間当時、B社では、パートタイマーは厚生年金保険に加入しておらず、自身も同社での加入記録は無い。」と陳述しているほか、当時、パートタイマーであったとする別の同僚のうち、氏名が確認できる一人についても、同社において被保険者としての記録は見当たらない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間を含む昭和41年9月から平成13年9月までの国民年金保険料を納付していることが確認でき、このうち申立期間については、保険料を現年度納付している。

加えて、C市の記録によれば、申立人は、昭和40年7月から現在（平成22年8月現在）に至るまで、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月から32年8月まで
② 昭和32年10月から33年4月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した申立期間①及びB社で勤務していた申立期間②の加入記録が無いとの回答を受けた。A社には昭和30年4月から32年8月までC職としてD業務に従事しており、B社には同年10月から33年4月までC職としてE業務に従事していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、D業務を行ったF県及びG県において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A社は、「当社保管の人事記録には、申立人の氏名は記載されておらず、D業務に従事した従業員に関する人事記録も無いほか、同業務に従事した従業員に関する厚生年金保険加入の取扱いについても資料が無く不明である。」旨陳述しており、同社から、申立人の勤務実態等を確認できない。

さらに、申立人が名字のみを記憶する同僚8人は、いずれも所在不明であるため、同僚から、申立人の勤務実態を確認できない。

なお、A社本社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見ても、申立期間に申立人の氏名は記載されていないほか、同名簿において申立期間に被保険者記録が有る16人に照会を行い、10人から回答を得たが、D業務に従事したとする者はおらず、元従業員からも、申立人の勤務実態を確

認できない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立期間にB社（現在は、H社）で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、B社I支店は、昭和33年3月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同日以降は適用事業所ではない。

また、H社は、「当社の人事記録に申立人の氏名は記載されておらず、当社がE業務を行っていたか否かについても、当社保管の資料からは確認できない。」旨陳述しているため、同社から、申立人の勤務実態等を確認できない。

さらに、申立人が名字のみを記憶する同僚4人は、いずれもB社I支店において被保険者としての記録は無く、所在不明であるほか、上記の被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が有る元従業員15人に照会を行い、8人から回答を得たが、いずれも申立人を知らないと陳述しているため、同僚等からも、申立人の勤務実態等を確認できない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月21日から同年12月10日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社B工場で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社B工場には、昭和31年9月から勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が昭和31年8月21日からA社B工場で勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の事業を継承するC社提出の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を見ると、申立人の資格取得日は昭和31年12月10日と記載されており、オンライン記録と一致しているほか、同社は、「当該資格取得届から、申立期間の保険料を控除していない。」と陳述している。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同日の昭和31年12月10日に資格を取得している17人に照会を行ったところ、15人から回答が有り、このうち自身の入社時期を記憶している13人は、それぞれ同年3月から同年10月までの期間に入社したと陳述しており、同年12月に入社したとする者は見当たらなかったことから、申立期間当時、同社では、必ずしも従業員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、D健康保険組合提出の申立人に係る健康保険厚生年金保険資格取得通知書を見ると、資格取得日は昭和31年12月10日と記載されているほか、同年12月24日付けで申立人に健康保険被保険者証を交付する旨が記載されている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。